欧米の高速道路政策

2025年版

2025年 4月

公益財団法人 高速道路調査会

はじめに

当法人は、高速道路に特化した唯一の公益財団法人として、客観的・中立的な立場でグローバルな視点から高速道路にかかわる諸課題の調査研究に取り組んでまいりました。

本冊子は、当法人が2018年6月に発行した「欧米の高速道路政策 新版」等の研究成果をもとに、毎年、新たな調査項目を追加するとともに、2024年現在のデータに更新して簡潔にまとめたものです。

内容的には、米国、EU、英国、ドイツ、フランス、およびイタリア等の高速道路政策の概要とそこから導き出される5つの潮流(①道路の走行に対する課金の拡大、②交通需要管理としてのロードプライシング、③地球環境問題への対応、④官民パートナーシップ、⑤高速道路関係企業のグローバル展開)を整理し、日本への示唆をまとめています。

本冊子の作成にご協力いただいた関係各位にお礼を申し上げます。

当法人は調査研究等を通じて社会的使命を果たしたいと考えており、引き続き関係 各位のご支援、ご指導をお願いいたします。

2025年 4 月

公益財団法人 高速道路調査会

目次

11	11	z	1-
は	しっ	αJ	1

第1部	各国の道路政策のまとめ	1
1.	米国	1
2.	EU	3
	英国	
4.	ドイツ	5
	フランス	
6.	イタリア	7
第2部	5 つの潮流	12
1.	高速道路事業を取り巻く背景 と周辺環境	12
2.	道路の走行に対する課金の拡大	16
3.	交通需要管理としてのロードプライシング	52
	地球環境問題への対応(マルチモーダルの交通整備、新型コロナ等の感染症対策)	
	官民パートナーシップ (PPP)	
	B. 5つの潮流からみた我が国への示唆のまとめ	

第1部 各国の道路政策のまとめ

1. 米国

米国では、1920~30年代に自動車が急速に普及し、道路の混雑が問題となり、高速走行のニーズも高まったため、1940年代に、東海岸を中心に約5,000kmの有料高速道路が建設された。

第二次世界大戦後、1956年に、国土の一体的発展を目指して、燃料税を主な財源とする連邦道路 信託基金が設置され、道路特定財源制度により、インターステート高速道路(約 66,000 km)が無料 道路として整備が開始された。

連邦道路信託基金が設置された理由は、インターステート高速道路を全国に建設するための財源の確保だった。燃料税を徴収し、それを全国一律の高速道路網の建設のため補助金として、州政府に支出したのである。これにより、州政府は同道路の建設費用の90%を連邦から受け取ることができた。

1970年代にインターステートの新規建設が終わると、初期に建設された区間が劣化してきたため 新規建設以外の目的、すなわち改築や補修にも、連邦補助金を使えるように修正した。さらに、こ の基金の使途は、インターステート以外の道路や公共交通にも拡大され、2014年には、同基金から の連邦補助金の30%しかインターステートに使われていなかった。

このような使途の拡大と裏腹に、石油ショックによるインフレと経済の停滞、その後の自動車の燃費の向上により燃料税収入が減少して行った。これは、燃料税が燃料に対する従量税(ガロン当たりの課金)であり、インフレにより燃料価格が上昇しても税収が増えないこと、および自動車が日常生活に不可欠であることから税率を引き上げると国民の反感を買い選挙に敗北することから1983年以降引き上げることができなかったことにも原因がある。

この結果、連邦信託基金は流出超過となり、基金の残高が枯渇したことから、一般財源からの補填が続いている。直近の2021年のインフラ投資雇用法では一般財源からの補填額はおよそ1180億ドルであり、2008年以降の補填額は総額2718億ドルとなった。

このように、連邦道路信託基金は、財源が主に燃料税であったものが、一般財源から補填されるようになったとともに、支出もインターステートから一般道路や公共交通に拡大されて行ったことから、道路特定財源としての性格があいまいになり、道路特定財源というよりは、交通インフラ特定財源に近いものになっていった。

有料道路との関連では、連邦政府は民間資金の導入を促進するため、有料道路には州に対する 連邦補助を行なわないという方針を転換し、有料道路制度を促進している。すなわち、有料道路 であっても一部の事業費を連邦補助によって賄うことを可能にしてきた。また、それまで道路の管 理は公的機関のみが行ってきたが、民間会社もコンセッションにより、実施できるように制度を整 備しつつある。近年、交通量リスクを公共側が負担するアベイラビリティ・ペイメント方式のコン セッションが増加している。

これにより、近年有料道路が増加している。特に、中央分離帯の広い用地を利用したHOT車線(多人数乗車または料金を支払った車両のみが通行できる車線)の導入による有料化の急速な進展がみられる。

東海岸や西海岸の先進的な州においては、環境保護の観点から過度の自動車依存を見直そうとして公共交通を整備している事例(デンバー都市圏等)もある。しかし、国全体としては、欧

州各国と比較して、地球温暖化問題への関心が薄く、広大で希薄な人口密度により、公共交通の整備 は採算性の問題から進展していない。

近年は、自動車の燃費の向上や電気自動車等燃料税を支払わない車両の増加により、さらに燃料税収入が減少してきたことから、走行距離課金が検討されている。オレゴン州では、2015年から燃料税を燃料消費量に代えて、走行距離に基づいて支払うことが可能になっている。また、燃料税をほとんどまたは全く負担していない電気自動車等に対して、年間一定額の道路利用税を課している州が増えている(2024年現在で39州ある)が、ユタ州とバージニア州では、この道路利用税に代えて、走行距離による支払いが可能となっている。カリフォルニア州やワシントン州、デラウェア州などでは走行距離課金の導入に向けての実証実験が行われている。

ニューヨーク市において混雑課金が2025年1月5日から導入された。これは特定の区域に進入する 車両に課金するエリア課金としては米国で最初のものである。同市ではここ十数年にわたり、交通 混雑解消のために導入を検討してきたが、2019年4月に成立したニューヨーク州の予算におい て、マンハッタン南部の特定地区に進入する車両に対して課金することが認められた。運用開始時 期は 当初は2021 年 1 月以降とされていたが、連邦政府の審査が進まず、停止したままだったが、バ イデン政権が成立し、プロジェクトが再度進捗しはじめた。2023年6月に、連邦政府は、環境影響 調査報告書に基づき、重大な影響がないとの判断を下した。この判断に基づき、管轄の Metropolitan Transportation Authorityから諮問を受けた委員会は、7つの課金案を検討し、2023 年11月に、平日は午前5時から午後9時まで、週末は午前9時から午後9時まで、乗用車15ドル、商 用トラック24ドルまたは36ドル、オートバイ7.50(すべて1日当たり)、タクシーとライドシェア は、それぞれ1回あたり1.25ドル、2.50ドルとする案を勧告した。当局は2024年6月30日の導入を めざして、種々の準備を進めていた。ほぼすべての準備が整った6月5日に同州のHochul知事 が、このまま導入されれば、市民の日常生活と新型コロナウイルスのパンデミックからまだ回 復していない市の経済に打撃を与えるとして、無期延期を宣言した。結局、11月に当初の乗 用車課金額を15ドルから9ドルに減額し、6年かけて15ドルに擦り付ける修正案を示し、2025 年1月の導入にこぎつけた。ここまでは導入に当たっての混乱はなく、課金区域への流入交通 量が10%減少し、区域内の走行速度は50%近く上昇したとの報道がなされている。

すでに隣接するニュージャージー州等から訴訟が提起され、新たに就任したトランプ大統領が同課金に反対の姿勢を示しており、今後の動向を注視する必要がある。

2021年11月15日に、バイデン大統領が優先政策として掲げていたインフラ整備法として、インフラ投資雇用法(the Infrastructure Investment and Jobs Act, IIJA)が成立した。この法律で認められる連邦の予算額は、5年間で総額1兆ドル規模であり、この中には新規投資が約5,500億ドル含まれていることから、同大統領は一世一代のインフラ投資であると述べている(White House 2021)。この法律の特徴は、交通インフラへの投資だけでなく、老朽化している上下水道、電力、ブロードバンド等のインフラへの投資が含まれていることである。

米国では、伝統的に自動車による輸送については、州の管轄とされ、連邦政府が政策的に 物流に関与することはなかったが、1998年の21世紀交通衡平法(TEA-21)以降、徐々に関与を強め、オバマ政権で、合衆国法典の道路の章に「国家物流政策」(National Freight Policy)が追加され、物流に関する連邦補助プログラムが創設された。トランプ政権の2020年9月に、「国家物流戦略」(National Freight Strategic Plan)が公表された。この戦略の中で、効率的かつシームレスに国内外の生産者、荷主、消費者を結ぶ信頼性の高いサプライチェーンを構築することにより、物流システムは経済的競争力を強化できることから、安全性向上、インフラの近代化、及び物流のパフォーマンス向上のためのイノベーションの観点から戦略的目標を策定している。安全性の向上の中には、天災や人災に対する強靭性の強化、インフラの近代化においては、交通計画

における物流の考慮、輸送モード間の接続性の向上、ボトルネックの確定手法の開発等が盛り込まれている。イノベーションに関しては、V2X技術やドローン技術の活用などがある。

2020年に全世界に広まった新型コロナウイルス(COVID-19)は、米国の交通にも大きな影響を与えたが、2021年には道路関係では影響と対策は一応の落ち着きを見せた。有料道路について見ると、料金収受員とドライバーとの現金収受時の接触による感染を防ぐため、車載器および自動ナンバープレート認識機器の設置による料金収受のキャッシュレス化(All Electronic Tolling、以下AET)が進展している。米国では、COVID-19の蔓延以前に、主要な有料道路事業体の約半数がすでにAET化されており、現金収受をしていた事業体の7割が感染防止のために現金収受を一時停止していた。その後、準備の整った事業体が、続々と恒久的なAETに転換している。この中にはサンフランシスコ周辺のベイ・エリア有料道路局、イリノイ州有料道路公社、ニューヨーク州橋公社などがある。また、もともとAET化の計画を持っていたペンシルベニア・ターンパイクやニューヨーク州スルーウェイは移行スケジュールを前倒して完了させている。

他方で、バイデン大統領は、欧州各国と歩調を合わせて、地球温暖化対策を進めており、2030年までに自動車販売に占める電気自動車等の割合を5割に引き上げる大統領令に署名した。ニューヨーク州やカリフォルニア州などでは、2035年までにガソリン車の新車販売を禁止することを決定し、他の州でもこれに追随する動きがある。

2021年に成立したインフラ投資雇用法では、電気自動車の充電施設を50万か所設置するために、5年間で75億ドルの連邦支出が認められ、連邦補助プログラムとしてNational Electric Vehicle Infrastructure (NEVI) Formula Program(電気)とCharging and Fueling Infrastructure (CFI) Discretionary Grant Program(代替燃料)が創設された。これらのプログラムは、Alternative Fuel Corridorの指定と連動している。また、2023年2月には連邦補助の対象となる充電施設の施設・設備の規格・能力の必要要件"National Electric Vehicle Infrastructure Standards and Requirements"が公表されている。

このように、米国でも電気自動車等への移行を積極的に進めている。これにより、現在でも減 少傾向にある燃料税収入はさらに減少するであろう。

以上のようにAET化された有料道路の増加および燃料税収入の減少に対応するための走行距離 課金への移行が加速する可能性がある。

2. EU

EU では、各国が個別に活動していたのでは、日米や中国等の新興国との国際競争に勝てないとの認識のもとで、一致団結して対抗しようとしている。また、日本のような東京等の大都市への一極集中型ではなく、E U全体における交流促進による広域型の発展モデルを追求している。そのために E U内の地域間の経済格差是正や自然の障壁を克服するために、欧州横断交通網の整備やエネルギー、交通、通信ネットワークへの投資を促進するための補助制度等を整備してきた。

環境問題に対する関心が高く、持続可能性を維持するためには、マルチモーダルな解決が必要であると認識されている。その実施手段として、ユーロビニエット指令(もともとステッカーによる期間制の有料制だったが、現在では走行距離制の課金についても規制している)を用いて、重量貨物車の幹線道路利用に課金している。この課金額には、インフラの整備費用だけではなく、大気汚染および騒音等の外部費用を含めている。これにより、鉄道、水運等環境にやさしい交通機関へのモーダルシフトを図っている。

欧州委員会は、2017年に、汚染者負担及び受益者負担の原則をより厳密に適用するため重量貨物車への走行距離課金を乗用車にも拡大することを提案したが、最終的には、2022年に重量貨物車及びバス等の大型車への課金は、2035年までに走行距離制にすることを義務化するとともに、CO2排出費用についても課金が可能とする指令が成立した。これにより、ドイツでは

2023年12月から、オーストリアでは2024年1月からCO2排出費用が追加課金された。

欧州では、当初、各国が独自の課金システムを導入してきたため、国家間の移動における非効率がEU全体の経済・競争力のマイナス要因となっていると認識され、EU域内での移動の効率化を進めるため、域内移動に伴う有料道路の料金の支払いを、1つの契約、1つのOBU (on board unit) で処理できるよう、共通課金サービスであるEuropean Electronic Toll Service (EETS) を制度化した。EETSでは、課金権限者(Toll Charger)が認可したサービスプロバイダ=(EETS プロバイダー) に料金収受業務の大半(OBU の提供も含む)を任せるものである。EETS プロバイダーは、EETS 事業を行う以前から提供していたガソリン割引販売サービスやデジタルタコグラフや事故時緊急通報といった付加価値サービスを提供する。

当初、EUでは、2012年にEETSの運用を正式に開始する予定だったが、加盟国のすべてで利用可能な車載器の提供を義務付けるなどEETSプロバイダーの義務が、過大であったことなどにより、運用開始が遅れていたが、同プロバイダーの義務を軽減することなどにより合意がなされ、2021年10月から正式に運用が開始された。

後進地域における高速道路の整備は、利用者の負担能力に限界があるため、先進地域からの補助が必須である。一方で、高速道路コンセッションを含む公共調達においては事業者間および 国家間の公平性が確保されなければならない。これらを同時に実現しようとするのが、EU の立場である。

EU においては人権重視の観点から、道路上の事故減少が大きな課題となっており、道路安全マネジメント(道路の点検や監査人の制度化)の実施を義務付けている。

EUでは、2014年に代替燃料インフラ指令Directive 2014/94/EUを制定し、代替燃料を供給するインフラの展開を推進する際のEU共通の枠組みを設定し、電気自動車の充電施設をはじめとする各種の代替燃料供給インフラ向けの標準規格や、加盟国が実施すべきインフラ整備の最低要件なども定めた。

欧州委員会は2021年7月14日に、2030年の温室効果ガス削減目標として、1990年比で少なくとも55%削減を達成するための政策パッケージ"Fit for 55"を発表した。これに併せて2023年9月に2014年の代替燃料インフラ指令を改正したが、設置間隔や供給能力について、具体的に規定することから、これまでの指令(Directive)から、規則(Regulation)に変更された。改正規則は、欧州全域に信頼性の高いネットワークを構築するために、ゼロエミッション車の販売台数に合わせて、電気、液化天然ガス(LNG)、水素を中心に、主要ルートに代替燃料の充電・供給ステーションを一定間隔で設置することを義務づけている。

3. 英国

英国では 18 世紀にいち早く産業革命を経験していたことから馬車交通が発達し、1830 年ころには 32,000km のターンパイク(有料道路)が存在していた。しかしながら、鉄道の発達により、これらの有料道路は破綻し、地方公共団体がその管理を担ったことから大きな負担を負った。このような経緯もあり、同国には有料道路に対する根強い反発があり、現在でも橋やトンネルを除く陸上部の有料高速道路は 40数 km しかない。

メージャー政権の 1992 年から民間参加型の社会資本整備手法である PFI(プライベト・ファイナンス・イニシアティブ)を導入し、道路については DBFO(設計、建設、資金調達、運営)契約(実質的にはコンセッション)を導入し、道路の建設・管理を包括的に民間会社に委任している。

特に 2008 年の金融危機以降、地方自治体がPFI 事業者に対して支払い不能に陥るなど国民の

不信感が高まり、2011 年に大幅見直しを図りPF2 をスタートさせた。この中には、事業会社への政府自身の出資や公共の負担するリスクの見直しも含まれていた。しかしながら、この見直しも思うような効果を上げられなかったことから、2018 年 10 月に PFI 及び PF2 を今後実施しないことが発表された。

英国(イングランド)の戦略的道路網の管理について数年間にわたり改革が検討され 2015年に実施組織であるHighway Agencyのハイウェイ・イングランドへの改組(2021年 にNational Highwaysに改称)と長期的な投資計画(2040年までの長期目標と2020年までの目標)が決定された。これにより、同社は、国の単年度予算に縛られることなく長期的な道路整備が可能となり、性能指標による監督がなされることとなった。監督者としては従来の鉄道規制庁が指定された。

英国でも、公共財源の不足は深刻であり、EU指令の下で、2014年に全国全道路に対する期間制の重量貨物車課金が前倒しで導入され、順調に推移していたが、COVID-19禍により、課金が中断されていた。COVID-19の収束に伴い2023年8月から徴収が再開されている。

地球環境対策の一環として、ジョンソン政権はCO2削減の世界のトップランナーになることを目指して、2030年以降ガソリン車の新車販売を禁止することとした(スナーク政権で社会的な負担が大きすぎるとして、2035年に先送りしたが、スターマー政権で再度2030年に戻した。)。このため、現在、自動車税と燃料税を負担していない電気自動車が増加し、自動車関連税収入が大きく減少することが確実となったため、議会において走行距離課金への移行を提案する報告書が発行された。

戦略的道路網を管理しているNational Highwaysは、同国政府の要請にこたえて、CO2排出源を「自社の道路施設やオフィス(CORPORATE EMISSIONS)」、「関係業者の道路の維持管理・建設事業(MAINTENANCE & CONSTRUCTION EMISSION)」、「道路利用者の走行(ROAD USER EMISSION)」に分けて、それぞれ2030年、2040年、2050年までにネット・ゼロにするという目標を設定し、目標を達成するのための具体的な施策を掲げて実施している。

4. ドイツ

ドイツにおいては、第二次世界大戦後しっかりとした計画によるマルチモーダルな交通インフラ整備が進められてきた。2017年に、2030年までの交通インフラ整備計画が法定され、老朽化対策のため建設から改築を含めた維持管理に重点を置くことが明確にされた。その財源を確保するために、2005年に導入していた重量貨物車への走行距離課金の対象車種や道路を拡大するとともに、乗用車へのビニエットによる期間制の課金の導入を決定した。これに対し、隣国のオーストリアは、実質的にドイツ国外の車両のみが負担増になり国籍による差別であるとして欧州連合裁判所に提訴し、2019年に同裁判所は基本的にオーストリアの主張を認めたため、乗用車課金は見送られることとなった。

一方、重量車への課金については、2023年12月からCO2排出についても課金が開始され、2024年7月からは対象車種が従来の7.5トン以上から、3.5トン超に拡大された。ドイツのCO2課金の特徴は、単価が高いことであり、EUのユーロビニエットで定めている基準値の2倍近くに設定している。これにより、CO2課金前と比較して、課金単価が約8割増加した車種がある。

ドイツでも他の欧米諸国に倣って PPP を進めてきたが、従来型の有料道路(F-モデル、償還主義)は橋とトンネルの非常に限定された区間にしか導入されておらず、実績交通量が推計より

も少ないことや建設費が予定額を超過し採算が思わしくないことから進んでいない。重量貨物車課金による収入を財源として、民間会社に整備を担わせる PPP (Aモデル及びVモデル)が増えている。さらに、2018年に、従来州に委託して実施してきた連邦道路の整備のために、連邦全額出資の高速道路会社を設立した。これにより、州により進捗の差が大きかった連邦道路の整備が、連邦の主導により、より円滑に進むことが期待されている。

同国ではエネルギー分野全体の基本政策に基づき、2013年に「移動および燃料戦略」(Mobilitäts- und Kraftstoffstrategie)が策定されており、具体的には2020年までに最終エネルギー消費量を約10%、2050年までに約40%(2005年基準)削減することとしている。この目標を達成するため、新たな駆動技術と連動した代替燃料によるエネルギー源の多様化、そして、燃焼系エンジンのエネルギー効率のさらなる改善や移動プロセスの最適化を進めている。このため環境対策を強化するため貨物車のエンジン改造への補助金支給を決定している。今後も CO_2 の排出量の削減は重要な課題であり、道路交通も地球環境に、よりやさしいものとなることが期待されている。このため、未来の休憩施設として、試験的に、サービスエリアのエネルギーをすべて太陽光発電で賄い、すべてのエネルギー(ガソリン、軽油、水素、電気)での給油・給電が可能な休憩施設を設置している。

5. フランス

フランスでは1930 年代には世界最高の国道網を有していたため高速道路の整備が遅れたが、1950 年代以降高速道路の整備に着手した。財源の不足により、公的な団体である混合経済会社(SEMCA)を中心に有料で高速道路を整備してきた。途中で高速道路の整備を加速するため民間会社へのコンセッションが認められたが、石油ショック等により、コフィルートを除く会社はSEMCA に吸収されることにより消失した。2005 年に国家財政を立直すことを目的としてSEMCA の株式は民間に売却され、民営化された。

フランスでは伝統的にSEMCA による料金プール制が採用され、新規路線は随意契約により、隣接する会社によって建設・管理されてきた。しかしながら、1993 年の EU の指令により、加盟国のコンセッション会社が平等の取り扱いを受けられるように、随意契約でのコンセッションの付与が禁止された。このため新規路線については、国際競争入札によりコンセッション会社が決定されることとなった。このため新規路線はコンセッション期間が長くなり、補助金や料金も高くなった。一方既存の路線のコンセッション会社は、採算の悪い新規路線を取り込む必要がなくなったため高収益を上げていた。

2007 年からのサルコジ政権の下で大規模なインフラ整備計画(SNIT)が策定されたが、財源不足により実現が難しいため、オランド政権で見直しがなされ、計画の絞り込みと優先順位の付与がなされた。このための財源として、無料の国道等に重量貨物車走行距離課金(エコタクス)の導入を図ったが、ブルターニュ地方の農民や運輸業界の反対により、2014年に頓挫した。その後、代替財源として燃料税の値上げ分が鉄道や公共交通を含む交通整備の特定財源とされた。交通インフラ整備の財源は資金調達庁(AFIT)により、一括して管理されており、収入はほとんどがコンセッション会社の国有地使用料や負担金などの道路関係からのものであるが、支出は32%だけが道路で、残りの68%は鉄道、公共交通等他の交通機関向けのものである。

2013年の会計検査院および2014年の競争委員会がSCAの利益が過剰であるとの報告を受

け、社会的な批判が高まったことから、2015年以降、資金調達庁は高速道路コンセッション会社から毎年、コンセッション期間中に総額12億ユーロ、年間約6,000万ユーロという異例の自発的な寄付(特別貢献負担金)を受領していた。

フランス政府はインフラ整備のための公共財源の不足に対処するため、2020年に上院で財源確保手段が検討され、伝統的なコンセッション会社ASF-Escota(親会社Vinci)とAPRR-Area(親会社Eiffage)のコンセッションの株主IRRは12%近くで、2006年の民営化時に推定された7.67%を上回っていることから、これらの会社から超過利益を徴収することが適当であるとの結論が出され、2021年度からSCAが支払っている国土整備税(TAT)をインフレ率の70%に連動させて引き上げることとされた。

SCAはこの措置を不満として、行政裁判所に提訴するとともに、AFITへの特別貢献負担金の支払いを拒否した。これにより、資金調達庁の2021年から2024年にかけての収入欠損は2.4億ユーロになると予想され、代替財源の確保が急務だった。

この結果、政府は2024年から高速道路コンセッション会社(SCA)及び大規模空港(Roissy, Orly, Marseille, Lyon, Nice および Toulouse)管理会社に、営業利益が1.2億ユーロを超え、売上高営業利益率が10%を超えている場合に、営業利益のうち1.2億ユーロを超える部分について4.6%を徴収する長距離交通インフラ営業税(Taxe sur l'exploitation des infrastructures de transport de longue distance)を導入した。

2019 年11 月18 日にモビリティ法(フランス語でLOM、loi d'orientation des mobiletés)、通称MaaS 法が可決された。同法は、日常生活に密着したヒト・モノの移動の最適化を図ることを重視した法律で、日常の交通手段への投資や新しいモビリティ・サービスの促進を通じて、すべての国民の環境に配慮した効率的な移動を可能にしようとするものである。

予算としても、5 年間で134 億ユーロ(約1 兆6200 億円)という大規模なもので、そのうちの交通投資の 3/4 は地域の公共交通や新たな移動サービスの推進に向けるとしている。また、シェアリングも含めたマルチモーダルな経路検索とそれを利用した際の一括決済を可能とするMaaSの全国展開を推進するとともに、そのための事業者の育成も盛り込まれている。環境面においては、2030 年までに CO_2 排出量を37.5%削減するため、排気基準に応じて走行可能な車両を規制するLow Emission Zone の拡大や、電気自動車を普及させるため、建物の車両収容台数に応じた義務付けも行い、2022 年までに充電施設を5 倍にするとしている。さらに、2040 年までに化石燃料の新車販売を廃止するとしている。

6. イタリア

イタリアは 1924 年に世界初の有料高速道路が開通するなど、コンセッション方式による高速道路整備の長い歴史を持っている。管理組織としては、1952 年に創設された ANAS がコンセッションの付与・監督者として役割を担ってきた。事業者としては、もともと政府出資だったアウトストラーデが過半の有料道路のコンセッション権を持ち、プール制により事業を実施してきた。同国でも 1993 年の EU 指令に基づき、新規路線は国際競争入札によりコンセッションを付与することとなった。

同国では国家財政が非常に厳しいことから、事業会社のアウトストラーデの株式が2000年に一般投資家に売却され、ベネトンの支配下に入った。また従来、監督者であったANASも、無料の国道のコンセッション業者と位置付けられ、2012年に有料高速道路のコンセッションの付与・監督者としての機能はインフラ交通省に返上された。さらに2017年末にはイタリア国鉄と合併された。また、国の財政支出を削減するため、何度か無料の国道の有料化を試みたが、政治的な混乱もあり、いまだに成功していない。

民営化されたアウトストラーデは、高収益会社ではあるが、成長力を維持するため、グループ組織を再編し、持ち株会社のアトランティアを設立し、多角化・国際化を図り、空港管理会社への出資やスペインの有料道路事業者であるアベルティスの買収を行っている。

2008年の経済危機により、イタリアの国家財政が破綻の危機にあったため、EUの国家債務 規制等により、表面的な影響が見えづらい道路の維持補修費が削減される傾向にあった。

有料道路は無料の道路よりは、維持補修費も多く支出され、道路の劣化の状況は良いとされてきた。しかしながら、北部のジェノバにある有料高速道路A10のモランディ橋の事故により43名もの死者が出たことから、これまで優良な事業体と見なされてきたアウトストラーデ・イタリアの社会的信用は完全に失墜し、コンセッション権のはく奪まで議論された。これは、同社の民営化により、利益の追及を優先し、安全性を犠牲にしたと認識されたことによる。最終的には、親会社のアトランティアがアウトストラーデへの出資から撤退することで合意した。具体的には、2022年にアトランティアが保有するアウトストラーデの資本金の88%分を国の政策金融機関であるCDP(Cassa Depositi e Prestiti SpA)の子会社と、国際的な金融ファンドであるブラックロックおよびマコーリーが形成するグループに売却された。これにより、同社の実質的経営支配権はベネトンから国に移った。この結末は、民営化による、安全性を軽視した維持管理費の節約は、経営権すら失いかねないという教訓を与えている。

	表1 日米欧の高速道路概要									
項目	日本	アメリカ	イギリス	フランス	1 9 97	ドイ ツ				
高速道路延長	9,185 ※ ① (2024)	108,446※③ (2022)	3,749%® (2023)	11,751 ※ ⑪ (2023)	7,558※⑮ (2023)	13,210※⑩ (2023)				
内有料道路延長	8,487 ※ ① (2024)	10,264 ※ ④ (2023)	42 ※ ⑨ (2024)	9,328 ※ ⑫ (2023)	5,925 ※ ⑤ (2024)	13,210※⑲ (2023)				
有料化率	92%	9.5%	1.1%	79%	78%	100%				
有料高速道路の概要	有料化率 92% 9.5% 有料高速道路 第二次世界大戦後に4つの道路公団の ・1940年代に各州の公社が独自に債券		・1830年には馬車のため32,000kmのターンパイク(有料道路)が存在。その後、鉄道の発達により、これらの有料道路は破綻し、地方公共団体が大きな損失を負担。このことから、同国には根強い有料道路に対する反発があり、現在でも橋トンネルを除く陸上部の有料高速道路は40数kmのみ。 ・メージャー政権の1992年から民間参加型の社会資本整備手法であるPFIの道路版としてはDBFO(設計、建設、資金調達、運営)契約(実質的にはコンセッション)を導入。 ・2008年の金融危機以降、地方自治体がPFI事業者に対する支払い不能に陥るなど国民の不信感が高まり、2018年に今後の導入を取りやめた。 ・幹線道路管理者が、2015年にHighway Agencyからハイウェイ・イングランドへの改組、これにより、国の単年度予算に縛られることなく長期的な道路整備が可能に。 ・監督は従来の鉄道規制庁が実施。 ・2014年に全国全道路に対する期間制の重量貨物車課金を導入。	・1950年代以降高速道路の整備に着手。財源の不足により、有料で公的な団体(SEMCA)を中心に高速道路を整備。 ・整備をより促進するため民間会社へのコンセッションが認められたが、石油ショック等により、SEMCAに吸収。 ・2005年に国家財政を立て直すことを目的としてSEMCAの株式は民間に売却され、民営化・伝統的に大規模なSEMCAによる料金プール制が採用され、新規路線は随意契約により、隣接するコンセッション会社によって建設・管理されてきた。 ・1993年のEUの指令により、随意契約でのコンセッションの付与が禁止され、新規路線に回シーンセッションの付与が禁止され、新規路線については、国際競争入北により決定。・財源として、無料の国道等に重量貨物車走行距離課金(エコタクス)の違入を図ず入を図が、ブルターニュ地方の農民や運輸業界の反対により、2014年に頓挫。・交通インフラ整備の財源は資金調達庁により、一括して管理。収入はすべて道路からのものであるが、道路への支出は4割。・既存のコンセッション会社の高収益に対する批判がなされ、鉄道と併せて交通インフラ監督庁が監督。	・1924年に世界初の有料高速道路が開通するなど、長いコンセッション方式による高速道路整備の歴史。 ・管理組織としては、1952年に創設されたANASがコンセッションの付与・監督者として役割。事業者としてはもともと政府出資的である。 のコンセッション権を持ち、プール制により事業を実施。 ・1993年のEU指令に基づき、新規路線は国際競争入札によりコンセッションを付与。・国家財政が非常に厳しいことから、アウトストラーデの株式が2000年に一般投資家に売却され、ベネトンの支配下に。・従来、監督者であったANASも、無料の国道のコンセッションの付与・監督者としての機能はインフラ交通省に返上された。さらに2017年末にはイタリア国鉄と合併。・国の財政支出を削減するため、何度か無料の国道の有料化を試みたが、政治的な混乱もあり、未実現。・2018年に発生したモランディ橋の事故責任を問われ、アウトストラーデの実質的支配権はベネトンから国に移転。	・第二次世界大戦前にヒットラーがアウトバーンを急速に整備。 ・戦後しっかりとした計画によるマルチモーダルな交通インフラ整備。 ・財源として1995年に重量貨物車のアウトバーンに対する課金を導入し、2005年からは走行距離制に、2018年から対象を全連邦道路に拡大。 ・2017年に、2030年までの交通インフラ整備計画が法定され、老朽化対策のため建設から改築を含めた維持管理に重点。財源として重量貨物車課金の対象車種や道路を拡大。 ・乗用車へのビニエット(期間制)による課金の選を含めた後に済。・PPPも進めているが、従来型の有料道路は橋とトンネルの限られた区間しか導入ないことや建設費の予定額を超過し採算が思わしくないことから停滞。重量貨物車課金による収入を財源として、民間会社に整備を担わせるPPP(Aーモデル及びVモデル)が増加。 ・2018年に、従来州に委託して実施してきた連邦道路の整備のために、連邦全額出資の高速道路会社(ドイツ版道路公司)を設立。				
料金决定方法	・料金の額はその新設、改築その他の管理に要する費用で政令で定めるものであり、かつ、公正妥当なものでなければならない。: 道路整備特別措置法及び同施行令 ・高速道路株式会社が建設・管理に要する経費、受益の算定、車種区分、車種間比率、償還計画等を考慮し料金案を策定、国交省に申請、認可を受ける。	・会社毎に料金決定手続きは異なる。 ・基本的には、プロジェクト実施のために発行された債券の償還と運営・維持費用を料金収入で賄えるように、料金が決定される。 ・経営の安全性は、純収入額が債務支払義務額(債券の利子および元本)を余裕を持って上回るように計画され、実績がこれを下回った場合には、料金改定が実施される。	○DBFO ・道路利用者ではなく道路管理者がサービスの提供に応じて支払う。 ・設計、建設、資金調達、管理を実施する見返りに受け取る収入で、落札者が入札時に提示した額。 ○有料橋・TN・道路・投下資金(建設費、管理費、借入金利)をコンセッション期間内で償還できるように設定され、交通省令で定める(セバーン橋、ゲートフォード橋)。	 単位距離当たりの平均料金は、道路網の構造、運営費用、会社の財務負担を考慮した上で算定される: 1995年政令第95-81号。 コンセッション会社は、路線毎の料金水準を条件の範囲内で自由に調整、設定が可能。 コンセッション契約で基準となる平均料金の上限、車種間比率の上限を規定(付加価値税を含む)。 	新規道路の料金は、全路線のコンセッション期間を通じて総収入に等しいか、またはそれを上回る条件に基づき決定: 1968年法律第385号 コンセッション契約で車種区分毎に単位距離当たりの当初料金を規定。 平地部と山地部それぞれの料金を加重平均し路線毎の料金を算出。それに20%の付加価値税、保証中央基金に納付する額を上乗せした額が通行料金となる。	(重量貨物車走行距離課金制度) ・ アウトバーンを良好な状態で維持するための総費用(減価償却費、支払利息、経常費用等)と環境の汚染費用を利用者に公平に負担させるというEUの原則に基づく。 ・ アウトバーンのインフラ費用と騒音費用は車軸数毎に、大気汚染費用、CO2費用の合計額を走行距離により課金インフラ費用は車軸数毎に、大気汚染費用は車車数と欧州排がス等級毎に、CO2費用は、欧州排出がス等級、CO2排出等級毎に、km当たり単価を規定し、それぞれ走行距離を乗じて課金額を算定				
摘要			○DBFO ・基本的には車種ごとの交通量(走行台キャ)に応じて支払い、安全性の向上(人身事故の経済コスト)、車線閉鎖の状況といった指標理に利インセンティヴやペナルティが考慮される。	・複数路線を一括した契約であるため、路線間での料金調整が可能。 ・1999年以降、新規コンセッションは路線毎の契約となり、個別に料金徴収期間を設定。	 ・1998年以降、新規コンセッションは路線毎の契約となるため、路線毎に資金計画を策定し、料金も路線毎に決定。 ・過去に有料道路会社の経営改善のため、国が料金設定に介入した事例あり。 					
料金改定方法	・円滑な償還を可能とするとともに、 公正妥当であって利用の効率化。	 ・改定の権限は有料道路会社にあるが、公聴会の実施、州知事の認可が必要(New Jersey Turnpike Authority)。 ・知事、会計検査官、州議会議員に報告書を提出した後、公聴会を実施する(NY State Thruway Authority)。 	 ○DBFO ・料金の指標 (indexation) に基づき支払額が増額される。 ○有料橋 ・毎年消費者物価指数に連動して改定され、交通省令で定める (セバーン橋、ダートフォード橋)。 	 ・最高5年更新が可能な国とコンセッション会社間で締結する5年間の業務契約(contract d'enterprise)で改定条件が規定される。 ・業務契約の条件内でコンセッション会社が改定額を国に申請し、認可。 ・毎年改定が可能。 ・1995年の政令により改定率は消費者物価指数の上昇率の70%または85%が保証されている。 	 ・コンセッション契約に定められた算定式により、コンセッション会社が改定額を国に申請し、承認を得て実施。 ・プライスキャップ制で、消費者物価上昇率70%及び、契約上の投資の実現度(一定の利益を含む)により料金改定率の上限を決定。 ・算定式の見直しは5年毎に実施。 ・1990年代に小ル抑制策の一環として国が料金改定を認めなかった事例あり。 	・連邦幹線道路料金法2011により連邦政府が料金を決定できることを規定している。 ・料金水準は上記法の付録1で規定されており、料金改定は同付録の改定により実施される。 ・現在の料金水準は2023年12月に改定。 ・2022年のEU課金指令に基づき、Co2排出に追加課金。				
料金体系	対距離制、画一料金、 均一料金	対距離制、均一制路線毎	均一制路線毎	対距離制路線毎、 一部均一制	対距離制路線毎、 一部均一制	対距離制				

				表1 日米欧の	高速道路概要			
	項目	日本	アメリカ	(+ *リス	フランス	イタリア	F* 17	
		04.044///	5,367百万ドル※⑧ (2023)	非公開	11,932百万ユーロ※⑫ (2023)	5,024百万ユーロ※® (2023)	7,876百万ユーロ※② (2023)	
料金	金収入	26,866億円 (2022年度)	8051億円	77	19,092億円 付加価値等除く	8,038億円 付加価値等除く	12,602億 円 付加価値等除く	
料	道路名	 高速自動車国道	インターステート高速道路に取り込まれている	M6 Toll	パリーオルレアン、ツールーズ、ポワティエ、	Autostrade per l'Italia平均	連邦道路	
金 —	車種	普通車	有料道路平均 普通車	普通車	ボルドー平均 普通車	普通車	重量貨物車(7.5トン以上)	
水	現地通貨	(0.4 (17.4)	9.6セント/km※⑤	9 .9ポント゚/回※⑩	10.1	19.3ユーロセント/km፠⑺	11.4~51.6ユーロセント/km※②0	
準	(現金)	(24.6円/km+150円)*1.1 (202 3)	(2023)	0.24ポンド/km※⑽	12.1ユーロセント/km※(3)	(2024)	(2024.7)	
		消費税込み	売上税等非課税	(2024) 付加価値税込	(2024) 付加価値税込	付加価値税込	付加価値税非課税	
	円換算値	(24.6円/km+150円) *1.1	14.46円/km	1881円/回 44.79円/km	19.36円/km	30.88円/km	28.48~82.56円/km	
車和	重区分	5車種区分 ①軽自動車等 ②普通車 ③中型車 ④大型車 ⑤特大車	会社毎に異なる (マサチューセッツ・ターンパイ ク) 10車種区分 (ペンシルベニア・ターンパイク) 11車種区分	(M6) 車軸数、第一車軸上の車高等による5車 種区分(特殊車両は別)	5車種区分(国内統一区分) 乗用車は車高、貨物車は軸数等による	5車種区分(国内統一区分) 車軸数、第一車軸上の車高による	車軸数及び総重量による6区分と欧州排がス等 級及びCO2排出等級による9区分による合計 54車種区分	
	車種間 料金比較	①軽自動車=0.80 ②普通車=1.00 ③中型車=1.20 ④大型車=1.65 ⑤特大車=2.75	(ベンシルベニア・ターンパイク) ※ ⑥ ① 7,000lb.以下 =1 ② ~15,000lb. =1.46 ③ ~19,000lb. =1.76 ④ ~30,000lb. =2.12 ⑤ ~45,000lb. =2.97 ⑥ ~62,000lb. =3.73 ⑦ ~80,000lb. =5.34 ⑧ ~100,000lb. =7.00 ⑨ 100,000l超 =7.00	(M6) ① バイケ=0.48 ② 普通車=1.00 ③ 普通車 (牽引) =1.43 ④ バン・バス (2車軸) =1.70 ⑤ 大型貨物=1.76	Cofirouteの上記区間 ①乗用車(H<2.0m、W<3.5t) 1.0 ②乗用車(H≥2.0H<3.0m、W≥3.5t) 1.59 ③2軸貨物車(H≥3.0m、W>3.5t) 2.52 ④3軸以上の貨物車(H≥3.0m、W>3.5t) 3.20 ⑤二輪車、サイドカー、三輪車 0.61	会社毎に異なる (アウトストラーデ社平均) ①2軸 (H≤1.3m) =1.00 ②2軸 (H>1.3m) =1.0232 ③3軸=1.3017 ④4軸=2.0597 ⑤5軸以上=2.4265	CO2排	
ETC	車載器数	ETC 約12,181万台※② ETC2.0 約1459万台※② (2024.3)	【マサチューセッツ州】 220万台 (2018)※⑦	38,116台(2020)※⑨	1605万台※⑭ Liber-t 1453万台 TIS—PL 152万台 (2023)	1,320万台⑰ (2023)	231,460台※② (2023)	
ETC	可用台数	ETC 約829万台/日※② ETC2.0 約290万台/日 ※② (2024.3)	【マサチューセッツ州】 約48万台/日 (2018) ※⑦ 【ペンシルベニア・ターンパイク】 49.7万台/日 (2022.9-2023.8) ※⑥	_	Liber-t 204万台/日 ※⑭ TIS—PL 55万台/ 日※⑭ (2023)	_	_	
	Table Ta		_	Liber-t 52%※⑭ TIS—PL 97%	62% ※ ⑥ (2018)	99% (2024)		
	名称	ETC	E-ZPass, Sun Pass、TxTag、Fas Trak等	Tag	Liber t (乗用車)、 TIS-PL(貨物車)	Telepass(テレパス)	Lkw-Maut	
1		※①全国高速道路建設協議会	¾4FHWA Toll Facilities in the United	※®Transport Statistics in Great Britain	※ ⊕Eurostat	‰ ⑤Eurostat	‰® Eurostat	
		http://www.zenkousoku.com/mainten	States, FACT SHEET	https://view.officeapps.live.com/op/view.a	https://ec.europa.eu/eurostat/databrowser/vi	https://ec.europa.eu/eurostat/databrowser/vie	https://ec.europa.eu/eurostat/databrowser/vie	
		ance/%E9%AB%98%E8%A6%8F		spx?src=https%3A%2F%2Fassets.publi	ew/road_if_motorwa/default/table?lang=en&	w/road_if_motorwa/default/table?lang=en&cat	w/road_if_motorwa/default/table?lang=en&ca	
Į.	関連	%E6%A0%BC%E5%B9%B9%E7	https://www.fhwa.dot.gov/policyi	shing.service.gov.uk%2Fmedia%2F65fb	category=road.road_if	egory=road.road_if	tegory=road.road_if	
	ンク	<u>%B7%9A%E9%81%93%E8%B7%</u>	nformation/tollpage/page04.cf	0052703c42001a58f0c9%2Frdl0201.ods	W@ACDCADM 1 Co	_	W07 " "	
1		AF%E3%81%AE%E7%8F%BE%E	<u>m</u>	<u>&wdOrigin=BROWSELINK</u>	*@ASECAP Members Statistics	₩®AISCAT in Cifre	X20 Toll collect	
		<u>6%B3%81/</u>			https://www.asecap.com/publications/statistic	https://www.aiscat.it/category/aiscat-in-	https://www.toll-	

- -

			表1 日米欧の	高速道路概要		
項目	日本	アメリカ	イキ*リス	フランス	1997	ት [*]
			※ ⑨M6toll	al-bulletin-key-figures	cifre/	collect.de/en/toll_collect/bezahlen/maut_tar
	※②ETC便覧(2024)	‰5Pennsylvania Turnpike website	https://www.m6toll.co.uk/pricing/			ife/p1745_mauttarife_07_2024.html
	https://www.its-	https://www.paturnpike.com/about		 ₩®ASFA	₩①Autostrade per l'Italia	
	tea.or.jp/library/etcHandbook.html	-us/investor-relations/revenue-	₩®ASECAP Statistical Bulltin2021	https://www.autoroutes.fr/en/routes.htm	https://www.autostrade.it/en/infoviabilita/traf	※② ASECAP Members Statistics
		assurance-plan	https://www.asecap.com/component/phoc		fico-in-real-time	https://www.asecap.com/publications/sta
			adownload/category/11.html?Itemid=2	¾(14)ASFA Chiffres Cles		tistical-bulletin-key-figures
		https://www.paturnpike.com/toll-	05	https://www.autoroutes.fr/FCKeditor/User		
		calculator/toll-schedules	<u> </u>	Files/File/ASFA_Chiffres_cles_2024.pdf		
					https://www.asecap.com/publications/stat	
		※⑥マサチューセッツ州			istical-bulletin-key-figures	
		https://www.mass.gov/doc/all-				
		electronic-tolling-update-				
		march- 2019/download?_				
		₩⑦IBTTA Toll Miner				
		https://www.ibtta.org/content/ibtta-				
		tollminer-tool/traffic-and-revenue				

為替レート 2025年1月 1米ドル=150円、1ポンド=190円、1ユーロ=160円で算定

第2部 5つの潮流

本調査を通じて、対象国における高速道路事業に関する最近の潮流として、①道路の走行に対する課金の拡大、②交通需要管理としてのロードプライシング 1 の導入、③地球温暖化対策としての総合的な交通体系検討、④官民パートナーシップ(PPP)の増加、及び⑤道路事業者のグローバル化が進んでいることが明らかになった(図2-1参照)。

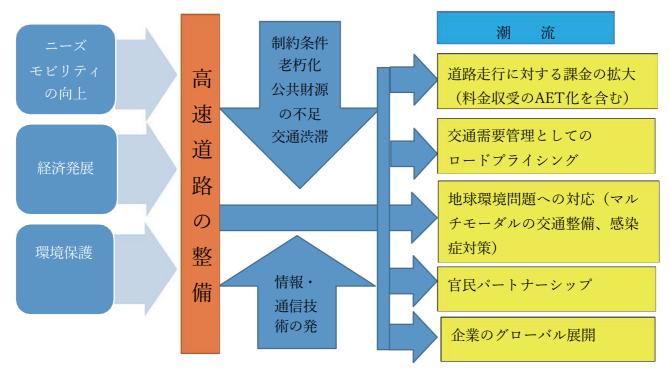


図 2-1 高速道路事業を取り巻く5つの潮流とその背景・周辺環境

1. 高速道路事業を取り巻く背景と周辺環境

(1) 背景

モビリティ(移動可能性)の確保と向上は、市民生活の質の向上と経済成長と雇用の創出において重要であり、移動手段として最も大きなシェアを占める道路の役割は引き続き重要であると認識されている。しかしながら、ニーズがあるからといって、道路整備を無制限に進めることは適切ではない。道路整備を進めていくためには膨大な資金が必要であり、どのように必要な財源を調達するかを、社会経済的な観点から検討する必要がある。また、自動車から発生する CO2による地球温暖化の問題、排出ガスによる大気汚染、あるいは周辺への騒音などの環境問題も考慮されなければならない。

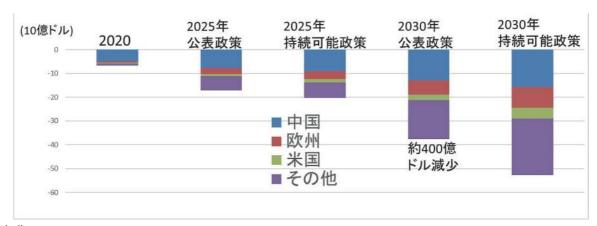
¹ ロードプライシングとは、価格機能を用いて、混雑緩和や環境改善などの政策目的を実現しようとする狙いを持った有料道路制度である。

(2) 制約条件

1) 公共財源の不足

国や地方自治体の財政逼迫、電気自動車やエコカーの増加による燃料税収入の減少、道路インフラの老朽化による維持費・更新費の増加により、道路整備のための公共財源が不足している。さらに、新型コロナウイルスの感染の影響で、公共財源の不足はより深刻になっている。

特に、燃料税収については、国際エネルギー機関(International Energy Agency、IEA)の推計(2021)によれば、自動車の電動化等により、政府の燃料税収が、2019 年から 2030 年に、現行の政策を変更しない場合と比較して、公表政策(公表された各国政府の計画を組み込んだケース)で 400 億ドル(欧州 59 億ドル、米国 24 億ドル)、持続可能な政策(パリ協定で定められた目標を完全に達成するケース)で 550 億ドル(欧州 87 億ドル、米国 45 億ドル)減少するとされている(図 2-2 参照)。



出典:IEA, Additional tax revenue from electricity and tax loss from displaced oil products by region and scenario, 2020-2030, IEA, Paris

図2-2世界の自動車の電動化等に燃料税収の減少額の推計値

2) 老朽化

欧米における高速道路の老朽化はどの国でも深刻であるが、対策を実施するための財源の確保が問題となっている。しかし、2018年8月のイタリアのジェノバにおけるモランディ橋の崩落によって、管理会社のアウトストラーデ・イタリアは管理責任を問われ、実質的にベネトンの支配から国の支配下に入った。ここから、民営化による安易なコスト削減は経営権自体を失いかねないという問題が明らかになった。道路事業者として、安全性の確保には最大限の注意を払う必要性がある。

国別の老朽化の状況と点検等の対策および対策のための費用を表 2 - 1 に整理した。この表から、イタリア以外の国は老朽化の状況について、政府が定期的な点検等により、現状を把握していることが分かる。ドイツにおいては大規模な長期計画により実施されている。米国は道路特定財源が存在するため、基本的には対策費用を支出する体制が整っているが、連邦燃料税の引き上げを1983年以来行っておらず、財源不足が深刻になっている。英国、フランス、イタリアでは財政状況が厳しいため、米独と比較して、対策費用が格段に少ない。その中で、フランスでは、比較的財政余力があるコンセッション会社に財政負担をさせて、高速道路やそれ以外のインフラについても老朽化対策を実施している。

. .

表 2-1 欧米主要国と日本の高速道路の老朽化の現状と点検状況

	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	日本
老朽化の現状	道路橋 (610,750) のう ち構造的に欠陥のある橋 の割合は9.6% (2015) インターステートのうち 舗装の状態が悪い (Poor) の割合は、都市 部で5.2%、地方部で 2.0% (2016)	イングランドの戦略的道路網の構造物(17,300)のうち平均パフォーマンス指標が悪いまたは非常に悪い橋の割合は2%(2011) イングランドの戦略的道路網のうち舗装の状態が悪い(Poor)の割合は、高速道路で2%、幹線道路で、3%(2013)	連邦長距離道路橋 (39,621)のうち不満足な状態にある橋の割合が 10.6%、緊急な補修の必要な状態にある橋の割合が 1.8% 連邦長距離道路のうち舗装の状態が悪い(警戒値)以下の割合は高速道路 20%、連邦道路41% (2011)	国道橋(25000) のうち構造的 に良好な状態にない橋の割合 は 13.2% (2015) 国道のうち舗装が良好な状態 にない割合は16.7% (2015)	橋については不明(コンセッション会社が管理しているが未開示) 監督者のANASがコンセッション会社を評価するパフォーマンス指標は舗装と事故のみで橋は対象外 舗装についても絶対値で表示しているため、それが良いのか悪いのかは不明	NEXCO3社の点検済道路橋 (23258)のうち健全度3および4の 割合は11.4%(2019) NEXCO3社の点検済道路トンネル (1848)のうち健全度3および4の割合は37.4%(2019) NEXCO3社の高速道路で快適に走行できない舗装路面の車線延長は2~4%(2018) 健全度3は、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 健全度4は、構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態
点検、補修工事 の実施責任者	州等の道路管理者	ハイウェイ・イングラン ド等の道路管理者から委 託を受けた会社	連邦政府から委託を受けた 州等の道路管理者	有料道路はコンセッション会 社 無料道路は各道路管理者	有料道路はコンセッション会 社 それ以外はANAS、州等の道 路管理者	有料高速国道は高速道路会社
点検、補修工事 の費用負担者	連邦政府、および州等の 道路管理者	ハイウェイ・イングラン ド等の道路管理者	連邦政府	有料道路はコンセッション会 社 無料道路は国	コンセッション会社	当初、高速道路会社が支出するが、 計画管理費を通じて高速道路機構負 担
点検の頻度と内 容	橋、トンネル 定期点検:2年に1回 Map21により、部材レベ ル点検の義務化	橋、トンネル 一般点検:2年に1回以上 目視点検 詳細点検:6年に1回	橋、トンネル 基本点検:3年に1回 詳細点検:6年に1回	橋、トンネル(国道) 一般点検(IQOA):3年に1回 (近接目視) 詳細点検:6年に1回	高速道路の6m以上の橋 一般点検:年4回 技術者点検:年1回 トンネルについては不明	全橋梁(約73万橋)全トンネル(約1 万本) 詳細点検:5年に1回(近接目視) (ただし、2014から開始)

老朽化対策費用	410億ドル/年	72億ポンド	1,825億ユーロ(連邦道	32.7億ユーロ	5.61億ユーロ (690億円)	高速道路全国路線網の特定更新等事
	(45,395億円/年)	(10,670億円)	路)	(4,024億円)	(ANAS管理国道) 2010~	業費 34,641.15億円
		14.4億ポンド/年	(224,566億円)	4.6億ユーロ/年(有料高速道	2012年	2,309億円/年
		(2,134億円)	121.6億ユーロ/年	路)	0.94億ユーロ (116億円)	2015~2029年
		2015~2019年	(14,963億円)	(566億円)	(アウトストラーデ・イタリ	
			2016~2030年	2018~2024年	ア管理有料高速道路)	
			新連邦交通インフラ計画	2015年高速道路再生計画	2015~2017年	

出典 国土交通省、道路の予防に向けた有識者会議第2回資料、および各国政府統計等から作成

3)交通渋滞

道路の交通混雑による年間損失は、EUでは1300億ユーロ(16兆9000億円)、米国では1600億ドル(18兆5600億円)、日本では12兆円に上ると推計されている。先進国では、高速道路整備目標がおおむね達成されようとする時期にあり、人口も減少して行く国が出てきており、道路ストックを賢く使う方策を検討して行く必要がある。

(3)情報・通信技術の進歩

自動運転の技術は、実用化に向け世界的競争が急速に進展しており、高速道路における交通 流の円滑化および安全性の向上のため、自動運転技術の開発導入において自動車側と高速道路 側とは密接に協力していく必要がある。

従来は、走行距離課金は、車両ごとの実際の走行距離を捕捉する費用が高かったため、燃料 税によって代替されていたが、情報・通信技術の発達によって、課金費用が低下し、採用の可 能性が出てきた。

2. 道路の走行に対する課金の拡大

(1) 走行距離課金

2021年11月には国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議(COP 26)が開催され、30カ国が2040年までにガソリン車等の販売を禁止する宣言に署名した。欧州では、従来から電気自動車等への移行を積極的に進めているが、ガソリン車等の新車の販売について、英国(2030年)・フランス(2040年)等だけでなく、EUでも2035年までに禁止することを決定した。米国では、バイデン大統領が8月、2030年までに自動車販売に占める電動車を5割に引き上げる大統領令に署名した。ニューヨーク州やカリフォルニア州などでは、2035年までに内燃機関車の新車の販売を禁止することを決定している。これにより、長期的には燃料税により財源調達することは難しくなった。一方で、課金技術の進歩により、料金徴収費用が低下していることから、走行距離課金は導入の可能性が高まっている。

EUではすでに一部の国で重量貨物車に対する走行距離課金が導入されているが、2022年2月に、すべての加盟国で、2030年までに重量貨物車及びバス等の大型車に課金を行っている区間については、走行距離課金を導入することを義務化する指令が成立した。

米国では、オレゴン州で燃料消費量に代えて、走行距離による支払が可能となっている。また、2024年現在で、燃料税をほとんどまたは全く負担していない電気自動車等に対して、年間一定額の道路利用税を課している州が39あるが、ユタ州とバージニア州では、この道路利用税に代えて、走行距離による支払いが可能である。カリフォルニア州やワシントン州、デラウェア州などでは走行距離課金の導入に向けての実証実験が行われている。

欧州及びその他の国における走行距離課金の導入状況については表2-2、米国の州における走行距離課金の導入状況は表2-3のとおりである。

表2-2 走行距離課金の国際比較

	欧州						その他					
	ドイツ	オーストリア	ベルギー	ポーランド	スイス	チェコ	ブルガリア	ハンガリー	スロバキア	スロベニア	オーストラリア(ビ	ニュージーラン
											クトリア州)	F
導入の背景	・EUの貨物車の貨加にではのができまりでは、単連のは、単連のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・EU の拡大 による貨物車 の増加に費 増加 ・EU に物車 は物車 課金指令の制 定	・EU の拡大に よる貨物車の増 加による維持管 理費の増加 ・EU における 重量貨物車課金 指令の制定	・EU の拡大 による貨物 車の増加に よる維持管 理費の増加 ・EU におけ る重量貨物 車課金指令 の制定	・EUの拡大によりでは、 によりでは、 を関するのでは、 を関するでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	・EU の拡大 による貨物 車の増加に よる維持管 理費の増加 ・EU における重量貨物 車課金指令 の制定	・EU の拡大 による貨物 車の増加に よる維持管 理費の増加 ・EU におけ る重量貨物 車課金指令 の制定	・EU の拡大 による貨物 車の増加に よる維持管 理費の増加・EU にする 車量貨物 車課金指令 の制定	・EU の拡大 による貨物 車の増加に よる維持管 理費のにおける重量量 車課金指令 の制定	・EU の拡大 による貨物 車の増加に よる維持管 理費の増加・EU に重量 ・重量量 車課金指令 の制定	・電気自動車等は燃料税を公平な道路費用を負担していない。 ・燃費の向上により燃料税収が減少・燃料税の引き上げは、電気自動車等を購入する余裕のない世帯には受け入れが難しい。 (2023年に州政府	・主に農地を走らなが、は、とは、大きに選手では、大きに、大きをできるがられている。 かん はい はい ない がん はい がん はい がん
	車課金指令の制定										には課税権限がない との裁判所の判決に より課税停止)	ことが不公平とい う意見が強くなっ てきた。
体	連邦政府 (2019 年以 前には料金 徴収は Toll Collect にコ ンセッショ ン)	課金とインフ ラ費用の帰属 はASFiNAG 外部費用の帰 属は連邦政府	地域政府(ブリ ュッセル、フラ ンドル、ワロ ン)	国	連邦関税局	国	道路インフラ局	国が National Toll Payment Services PLC に委託	国	国営公社 DARS	州政府	国
対象道路	高速道路 連邦道路	高速道路 及び連邦道路	幹線道路 ただしブリュッ セルの都市部は 全道路	高速道路及 び幹線道路	-全道路	高速道路及 び幹線道路	高速道路及 び幹線道路	高速道路及 び幹線道路	高速道路及 び幹線道路	高速道路及 び幹線道路	全道路	全道路
対象車 種	3.5 トン以上 の重量貨物 車	3.5 トン以上 の重量貨物車 及びバス	3.5 トン以上の重量貨物車及びバス	3.5 トン以上 の重量貨物 車及びバス	3.5 トン以上 の重量貨物 車	3.5 トン以上 の重量貨物 車及びバス	3.5 トン以上 の重量貨物 車及びバス	3.5 トン以上 の重量貨物 車	3.5 トン以上 の重量貨物 車及びバス	3.5 トン以上 の重量貨物 車	電気自動車、水素自 動車、PHV 車	すべてのディー ゼル燃料車、3.5 トン以上の重量 貨物車
税金か料金か	税金	料金	ブリュッセル、 フランドルは税 金 ワロンは料金	税金	税金	税金	税金	税金	税金	税金	税金	税金

	1	T	1	ī	1	T	T		T	T		
課金額	収入=イン	収入=インフ	収入=インフラ	収入=大賀	収入=重量	収入=大型	収入=大型		収入=大型	収入=重量	燃料税を支払う車両	ガソリン税、自
の決定	フラ費用+大	ラ費用 +大気	費用+大気汚染	車の道路イ	貨物車の道	車の道路イ	車の道路イ		車の道路イ	貨物車の道	の所有者よりも、若	動車登録税・ラ
原則	気汚染費用+	汚染・騒音費	費用+騒音費用	ンフラ費用	路インフラ	ンフラ費用	ンフラ費用		ンフラ費用	路インフラ	干 (2 セント程度)	イセンス料収入
	騒音費用	用+CO2費用			費用+外部費					費用+外部費	少ないキロ当たり単	=高速道路、地
	+CO2費用				用					用	価	方道路、公共交
												通、歩道・自転
												車道、その他の
												整備費用
道路ご	政府が必要	連邦政府と	各地域政府が決	不明	1/3は州政	不明	不明	不明	不明	不明	不明	国の政府が必要
とへの	性に応じて	ASFiNAG と	定		府が重量貨							性に応じて、道
支出の	決定	の契約による			物車による							路財源と公共交
基準		投資は減価償			損傷費用							通の整備に充当
		却費の範囲内			(インフ							を決定
					ラ、環境)							
					の回収に充							
					当							
					2/3は連邦							
					政府が鉄道							
					等の公共交							
					通の整備に							
					充当							
課金方	当初はヴィ	当初はヴィネ	当初はヴィネッ	当初は	国内車はタ	DSRC によ	当初はヴィ	GNSS によ	GNSS 及び	DSRC によ	走行距離は車両の所	タイヤに専用の
法と技	ネットによ	ットにより期	トによる期間制	DSRC、現	コグラフ	る完全電子	ネットによ	る完全電子	DSRC によ	る完全電子	有者によって提出さ	走行距離記録装
術	り期間制で	間制で導入	で導入、現在は	在は GNSS	+DSRC 方	化料金徴収	り期間制で	化料金徴収	る完全電子	化料金徴収	れたオドメータ測定	置を取り付けて
	導入し、	し、DSRC に	GNSS 方式の車	による完全	式の強制設	(課金対象	導入し、	+車載器を保	化料金徴収		値により決定し、自	走行距離を計測
	GNSS によ	よる完全電子	載器により完全	電子化料金	置の車載器	道路の拡大	2020 年に	有しない外			己申告、支払いは車	1000km ごとに
	る完全電子	化料金徴収に	電子化料金徴収	徴収	による完全	に併せ、	GNSS によ	国車等の自			両登録料とともにm	RUC ライセンス
	化料金徴収	移行	に移行	位置データ	電子化料金	2019年12	る完全電子	主申告によ			y VicRoad のアカウ	購入
	に移行			の送信方式	徴収	月より	化料金徴収	るルート・			ントによる	デジタル方式で
				は、スマ	外国車は車	GNSS/ CN	に移行	チケット				は GNSS と CN
				ホ・アプ	載器または	方式に切り						により自動的に
				リ、車両に	手動徴収	 換え)						課
				先附の外部								金
				ロケーショ								
				ンシステ								
				ム、車載器								
				から選択可								
				能								
<u> </u>	I .	1	I .	I.	L	1	1	1	1	1	I	1

- -

===	±1.44 = 0		チ目にハジェッ	- チョロハゼ		±1. ¥4. == 0	学品の体	光明。然	学品をか	±1.*4./= 0	四人以后 (最后占名)	ままるといって
課金額	軸数毎のユ		重量区分ごとの	重量区分ご	ユーロ排出	軸数毎のユ	道路の等	道路の等	道路の等	軸数毎のユ	課金単価(電気自動	車両のタイプと
	ーロ排出ガ		ユーロ排出ガス	とのユーロ	ガス基準ご	ーロ排出ガ	級、重量及	級、重量及	級、重量及	ーロ排出ガ	車等 2.5 セント、	積載重量により
	ス基準によ		基準による課金	排出ガス基	との課金単	ス基準によ	び軸数毎の	び軸数毎の	び軸数毎の	ス基準によ	PHV の 2.0 セン	80 車種に区分
	る課金単価		単価×走行距離	準による課	価×走行距	る課金単価	ユーロ排出	ユーロ排出	ユーロ排出	る課金単価	ト)×走行距離	区分ごとに、共
	×走行距離			金単価×走	離×最大積	×走行距離	ガス基準に	ガス基準に	ガス基準に	×走行距離		通コスト、空間
				行距離	載重量		よる課金単	よる課金単	よる課金単			占有コスト、総
	総収入 44.6				15 億 SF		価×走行距	価×走行距	価×走行距			重量コスト、舗
	億ユーロ	総収入 11 億				総収入 3.29	離	離	产	総収入 3.29		装コスト、貨物
	(2014)	ユーロ				億ユーロ				億ユーロ		車積載量コスト
												により課金単価
												を決定
課金コ	収入の 16%	収入の 9%				収入の 30%					不明	不明
スト												
取り締	強制徴収権	強制徴収権あ	強制徴収権あり	強制徴収権	税務当局が	税務当局が	取り締まり	固定式チェ	道路上のガ	DARS が	違反時は自動車登録	強制徴収権あり
まり	あり(BAG)	b	利用率1%	あり	取り締まり	取り締まり	車両による	ックゲート	ントリー及	取締車両に	の停止	12 か所の取締所
	固定式取締	ASFiNAG が	未払い車の取締		固定式取締	固定式取締		及び料金チ	び取り締ま	より取り締		で重量貨物車の
	所、取締車	固定式取締	りは行政地域別		所、可動式	所、可動式		ェック車両	り車両によ	まり		軸重及び総重量
	両による	所、可動式取	に行い、		取締施設、	取締施設、		及び警察車	3			を検査
		締施設、取締	固定式取締所、		取締車両に	取締車両に		両による取				_ , ,
		車両により実	可動式取締施		よる	よる		り締まり				
		一施	設、取締車両に		5 0	5 0		> /lab ♥ >				
		//E	よる									
			よる									

表 2-3 米国のオレゴン州、ユタ州、バージニア州における走行距離課金比較表

	オレゴン州		ユタ州			バージニア州		
導入の背景	・燃料税収入の長期的な減少に対する危機感 ・電気自動車の普及等による負担の不公平の是正 ・同州は、全米で最初に燃料税を導入した州であり、走行距 離課金においてもトップランナーになろうとする意欲が高 い。	・燃料税収入の長期的な減少に対する危機感 ・電気自動車等の普及等による負担の不公平の是正				・燃料税収入の長期的な減少に対する危機感 ・電気自動車等の普及等による負担の不公平の是正		
課金主体	州政府	州政府				州政府 DMV		
根拠法	オレゴン州法 2881(2019年)	ユタ州法 136(2018 年)および 72(2019	年)		Virginia Clean Economy Act(2020 年)		
導入年	2015 年	2020年	,			2022 年		
対象道路	州内のすべての道路	州内のすべての道路				州内外のすべての道路		
対象車種	10000 ポンド以下で、燃費が 20 マイル/ガロン以上の車両(電気自動車、PHV 車、ハイブリッド車含む)	電気自動車、PHV 車、	ハイブリッド車	Ĩ		10000 ポンド以下で、燃費が 25 マイル/ガロン以上の車両(電気自動車、PHV 車、ハイブリッド車含む)		
税金か料金か	税金	税金				税金		
課金額の決定 原則	燃料税収入=課金収入	走行距離課金額≦年間道路利用料(下表) 2019 2020 2021			2021	走行距離課金額=年間道路利用料/11600 マイル×走行距離≦年間 道路利用料		
		電気自動車	\$60	\$90	\$120			
		PHV	\$26	\$39	\$52			
		ハイブリッド車	\$10	\$15	\$20			
道路ごとへの 支出の基準	州法で以下の道路基金に繰り入れを規定 州交通局 50%、郡 30%、市 20%	 道路及び公共交通 	, V-10	Ψ10	V	道路及び公共交通		
課金方法と技術	第三者のアカウント・マネージャ(Azuga, Emovis)と契約して口座を開設し、同社が提供する機器で走行距離を計測し、クレジット・カードまたはデビット・カードにより引き落としプライバシーへの配慮のため GNSS 機能付車載器、GNSS機能無の車載器、走行距離計による自己申告、または一定走行距離を選択可能	第三者のアカウント・マネージャ(Emovis)と契約して口座を開設し、同社が提供する機器で走行距離を計測し、クレジット・カードにより引き落としプライバシー保護のため定額の年間道路利用料支払またはデータ保存の短期化の選択可能		'レジット・カード	第三者のアカウント・マネージャ(Emovis)と契約して口座を開設し、同社が提供する機器で走行距離を計測し、クレジット・カードまたはデビット・カードにより引き落とし(最低 15 ドルの口座残高となるように自動補填)プライバシー保護のため GNSS 機能無の車載器の選択が可能			
課金額	1.8 セント/マイル×走行距離 (ガソリン税は還付)	1.5セント/マイル×走行距離 ただし支払総額は年間道路利用料を上限とする				年間道路利用料/11600マイル×走行距離マイルあたりの料率は、車種ごとに異なるが、平均的な年間道路利用料は20ドルであり、これを前提にすると0.17セント/マイルただし支払総額は年間道路利用料を上限とする		
参加促進策	走行距離で支払う者は、年間登録料の一部を免除される。2020年における年間登録料(()内は免除後)は次の通り。 電気自動車 \$153 (\$43) 40mpg 以上の車両 \$76 (\$43)	走行距離によって支払う者は、年間道路利用料に達した時点で、課金はされなくなるため、支払額を節約できる。			達した時点で、課	走行距離によって支払う者は、年間道路利用料に達した時点で、課金はされなくなるため、支払額を節約できる。 走行距離によって支払う者は、年間道路利用料のように前金で一括払いではなく、支払いを分割できる。		

未払い者対策	自発的な参加であるため、走行距離課金を支払わなければ、通常のガソリン税を支払う(還付を受けない)。	自発的な参加であるため、走行距離課金を支払わなければ、通常の 年間道路利用料(固定額)を支払う。	自発的な参加であるため、走行距離課金を支払わなければ、通常の 年間道路利用料(固定額)を支払う。
出典	https://www.oregon.gov/odot/Programs/Pages/OReGO.aspx	https://roadusagecharge.utah.gov/	https://www.dmv.virginia.gov/general/#va_mileage_choice.asp

諸外国における走行距離課金の論点と解決策、また日本に参考となる事項を整理すると以下のとおりである。

1. 走行距離の把握方法と個人のプライバシーの確保

米国では、州が走行距離課金を行う場合に、州内での走行距離分の計測と報告が必要となる。走行距離の計測および報告方法としては、GNSS機能有の車載器、GNSS機能無の車載器、車両の走行距離計、あるいは、実際の走行距離にかかわりなく走行距離を一定とするものがある。

GNSS機能有の車載器の場合、州内の走行距離が自動的に計測され、自動的に所定の時期に報告されるので、最も手間がかからない。 GNSS機能無の車載器の場合は、州内と州外の走行を区別することができないので、州外分も課金されることになるが、走行距離の報告は自動的に行われるので手間はかからない。車両の走行距離計の場合、所定の時期に走行距離を課税当局に報告する手間がかかる。また、州内での走行分を捕捉することはできない。それぞれに、長所と短所があるが、最も正確に走行距離を計測でき、報告の手間が不要なGNSS有の車載器では、車両のドライバーがいつ、どこを走行したかが、課金当局に知られてしまい、プライバシーが保てないという問題が、米国では心配されている」。一方で、その他の方法の場合、報告の手間がかかる、または、州外走行分も課金されてしまうという短所がある(表 2-4参照)。

表2-4 走行距離報告オプションの長所と短所

走行距離報告オプション	長所	短所
GNSS 機能有の車載器	走行距離報告の手間不要	プライバシーは守られない
	課金額が最も安い(州内走	(民間のアカウント・マネー
	行分だけ)。	ジャを選択する事によりプラ
		イバシーの懸念軽減)。
GNSS 機能無の車載器	走行距離報告の手間不要。	課金額が高い(州外走行分も
	プライバシーが守られる。	支払う)。
走行距離計の自主報告	プライバシーが守られる。	走行距離報告の手間が煩雑
		課金額が高い(州外走行分も
		支払う)。
一定走行距離	走行距離報告の手間不要	走行距離の少ない人には課金
	プライバシーが守られる。	額が最も高い。

¹ ロンドンの ALPR による混雑課金でも課金当局に、いつ、どこを走行したかは、把握されるが、同情報は課金目的以外には使用しないこと、料金が支払われた後は抹消することなどを約束することで、プライバシー問題に対する懸念は軽減されている。

オレゴン州、ワシントン州、ユタ州などの実証実験では、プライバシーを保護するための 方法として、以下のものがあった。これらの対策を通じて、参加者の理解が進むと、プライ バシー保護に対する懸念は大きく低下した。

- ① 走行距離報告方法(GNSS 有の車載器、GNSS 無の車載器、走行距離計等)を車両の所有 者が選択可能とする。
- ② 取得する情報の種類を必要最小限に減らす。
- ③ 民間の第三者がアカウント・マネージャとして車両所有者の位置情報を取り扱う。
- ④ 個人情報の取り扱いについて透明性のある協定を締結する。

この問題を日本に適用するには、ハワイ州の事例が参考になる。同州は、日本と同じ島であり、基本的には、他州の車両が直接走行して来ることはない。同州では、約32,100人に対するアンケートを実施した結果、走行距離の報告方法として、87%が年次車両検査時に一括して行うことを選択した。そこで、同州では、2023年の走行距離課金法において、電気自動車等に、年次車両検査時に、走行距離を走行距離計により報告し、それに基づいて支払うことを認めた。ただし、この方法についての評価がなされていないことから、今後の動向を見る必要がある。

日本も、厳密な車検制度があるため、車検時に前回の車検時からの走行距離に課金単価を乗じて課金することが可能であると思われる。これであれば、走行距離報告の手間がかからず、プライバシーが侵害される恐れもない。また、車載器の設置に係る費用もかからない。但し、GNSS有車載器から得られる情報を基にした交通量調整機能は実施できない。

営業用車両については、ニュージーランドで、当初マニュアルによる走行距離の報告が実施されたが、手間を省くため、車載器による自動申請を導入したことや、運行管理の目的での使用も考えられることから、車載器による自動報告の選択肢を残す必要があると考えられる。

支払回数については、自家用車でも走行距離の比較的長い場合には、相当の負担額となるため、分割払いを認めることが必要と考えられる。

2. 都市部と地方部、車種、所得階層ごとの負担の公平性

燃料税を走行距離課金にすると、一般的に所得水準が低い地方部の住民は走行距離が長いので、公平性において不利にならないかという問題がある。これについては、保有段階の課税と利用段階の課税の割合を一定とすれば、米国の東部交通協議会の調査報告書で、地方部では、燃費の悪い車両が多いため、むしろ地方部の住民は走行距離課金により納税額が減少することが報告されている。

英国のトニー・ブレアー研究所が示しているように、現状の燃料税では、高所得者が価格 の高い電気自動車を購入可能であり、電気自動車は燃料税を支払わないので、不公平が増大 するという説明には説得力がある。

日本は諸外国に比べ、相対的に車両の購入・保有段階の課税が高く、燃料税など利用段階の課税が低い。欧州が進めるように、利用者負担の原則を徹底すれば、利用段階の課税は高くなる。もし、燃料税と同程度の走行距離課金を導入するなら、走行距離の長い地方部の負担が増えることは考えられる。なお、地方部では軽自動車を含む複数の車両を所有する世帯は多い。一方、大都市では駐車料金が高いため、相対的には大きめの車両を1台保有する割合が多いと思われる。したがって、アメリカのように必ずしも地方部で燃費の悪い車両が多いとは言えない。

3. トラック業界への対応

米国では、トラック業界は負担額や規制が、さらに大きくなるとの懸念により、走行距離 課金導入に反対すると予想されている。

東部交通協議会の報告書によれば、以下の示唆がある。

- ・実証実験の段階からトラック業界の関係者に参加してもらうことが有効である。
- ・トラック業界が負担している税金および規制を正しく理解し、これ以上の負担(金額、手間)を増やさないような配慮が必要である。
- ・走行距離課金の導入の際に、既存の規制との統合や機器の活用によりトラック事業者の負担の軽減の可能性がある。
- ・トラックの車種別課金単価の設定においては、燃費に基づくものではなく、車両の登録された総重量に基づくものが最も実現可能性がある。

日本では軽油とガソリンに課される燃料税に大きな差があり、軽油が優遇されている。また、高速道路料金も産業政策的観点から営業用トラックには大口多頻度割引が適用され、普通車程度の料金に軽減されている。利用者負担、損傷者負担などの原則から、この大型車優遇措置は改められるべきである。その上で、車種別の走行距離課金の単価を検討することが必要である。

4. 徴収費用

一般的に、走行距離課金は、燃料税に比較して徴収費用が高い。日本では車検時に走行距離計の読み取りで対応すれば、大幅な徴収費用の削減が可能である。すでに、オーストラリアのビクトリア州や米国のハワイ州ではこの方法で実施中である。

この場合には、走行距離課金の料率の変更による交通量調整機能は失われることに注意する必要がある。

またニュージーランドでは検査場などに持ち込んでの走行距離計の読取りの手間(車両の営業日が減ることから)と年間の走行距離料金が高額となる大手事業者は車載器を使った自動支払いのオプションの利用を好むことにも配慮が必要かもしれない。

5. 走行距離課金単価の決定における限界費用と外部費用の取り扱い

EUでは、重量貨物車課金の課金額の決定原則は、経済学の理論にのっとり、以下の式によって 算定することを基本としている(Maibach et. Al 2008, Ricardo-AEA 2014, EC 2019)。インフラ 費用の限界費用 + 外部費用の限界費用 = 課金額

しかし、インフラの限界費用を算定することは実務的に難しいこと、また財源を確保するため 非混雑道路でもインフラの平均費用を徴収する必要があったことから平均費用が用いられている。 外部費用についても、実際の課金額の決定にあっては車種別・沿道状況別の平均費用しかデータ が入手できないという事情があった。このように、限界費用を採用することは理論的には正しい が、その計測には大きな困難が伴うことから、日本への導入はかなり難しいと思われる(図2-2 参照)。

米国では、議論を単純化して、走行距離課金の導入の社会的受容性を高めるため、外部費用を 含めていない(図2-2参照)。

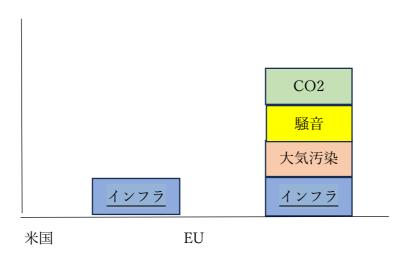


図2-2 米国とEUの走行距離課金の構成費用の比較

インフラ費用は、道路インフラの整備および維持管理のために発生した全体費用を算定することは比較的容易であるが、それを車種別に配分する必要がある。配分に当たっては、何らかの基準が必要になるが、道路本体としての構造的区分(道路、橋梁、トンネル等)や費用項目(建設費、更新費、維持費、運営費)ごとに費用負担責任額を各車種に配分することによって、車種間比率を決定している。その際に、建設費については主に各車種の占有面積等、更新および維持費については道路への損傷度合い(車両総重量、軸重)による重みづけを行っている。このようにして算定された各車種の負担責任額を、各車種の走行台キロで除することにより、走行距離課金の単価が決定されている。

米国においては、インターステート高速道路の建設当時は、主に車両の占有面積等に比例させて配分された。その後1980年代以降に維持管理主体になってきたため、1982年および1997年(2000年に追補)のコスト・アロケーション・スタディに基づき、維持費用の大きな割合を占める舗装の修繕費用について、主として交通量と軸数および軸重に相関させて配分している(武田1986、FHWA1997、FHWA2000)。

外部費用については、EUでは、NOxなどの有害ガスによる大気汚染¹、騒音について課金されてきた。これらについては、学術的な研究成果に基づくインパクトスタディにより、算定手法と導入に当たっての上限値が設定されてきたが、2022年の課金指令の改正においては、基準値とされ、加盟国では基準値の2倍を超えない範囲で独自に設定できる。(EU2022)。

算定手法は、道路別に、要因別の発生量と費用単価を積み上げることとされている。

大気汚染の算定式は以下のとおりである。

 $PCV_{ij} = \sum_{k} EF_{ik} x PC_{ik}$

ここで:

- PCViiは、車両タイプiの車両の対象道路iにおける大気汚染費用(ユーロ/台km)
- EF_{ik}は、汚染物質kおよび車両タイプiの排出係数(g/k m)
- PCikは、汚染物質kの対象道路iにおける単価(ユーロ/g)

騒音の算定に当たっては、騒音レベル、一人当たりの被害額沿線人口密度を考慮して、道路 周辺環境(都市郊外、都市間)、昼夜別、車種ごとに、以下の式で、単価を設定している。

騒音 NCV_j (日)= e x Σ kNC_{jk} x $POP_k/WADT$ NCV_j (昼)= a x NCV_j NCV_j (夜) = b x NCV_j

ここで:

- NCV_iは、1台の重量貨物車両の対象道路iにおける騒音費用(ユーロ/台 k m)
- NCikは、対象道路iにおける騒音レベルkの一人当たり騒音費用(ユーロ/人)
- POP $_k$ は、昼間の騒音レベル $_k$ におけるキロ当たりの人口(人/ $_k$ $_m$)
- WADTは、加重平均日平均交通量(乗用車換算台数)
- aとbは、キロ当たり加重平均騒音費用が NCV_{j} (日)を超えない範囲で加盟国が決定する比率である。
- eは重量貨物車と乗用車の換算係数(4以下)である。

混雑費用は、2022年に改正された課金指令において、課金に追加してよいこととされ、以下の 式で算定される。

混雑費用=旅行時間の増分×時間価値×交通量

旅行時間の増分は、各道路区間ごとの速度一交通量曲線により算定される。

時間価値は、混雑した状態における走行車の時間価値を基礎として算定される。交通

量は、当該道路区間における交通量である。

同指令では、対象となる道路区間を表のように区分し、普通車 (light-duty vehicle) のkmあたりの基準額を定めている。

表2-5 混雑課金の対象区間の区分 単位:ユーロセント/km

	大都市圏	それ以外
自動車専用道路	25.9	23.7
主要道路	61.0	41.5

¹大気汚染物質とは、窒素酸化物(NOx)、非メタン揮発性有機化合物(NMVOC)、アンモニア(NH3)、二酸化硫黄(SO2)、微小粒子状物質(PM2.5)である。

そして、これらの基準額を1とした車種間比率を設定し、各車種の課金額を算定するとしている。

2022年の指令の改正によって、CO2の排出性能に基づいて課金額を追加できるようになった。 交通による気候変動に対するインパクトは、CO2だけでなく、一酸化二窒素(N2O)、メタン (CH4) の排出によるが、規制値の設定に当たってはCO2の発生量に換算される。インパクト調 査によれば、特定の温室効果ガスの排出量に、CO2換算の外部費用係数をかけることによって 算出される。

CO2換算の外部費用係数は、非常に複雑な要素があるため、長期については損害費用アプローチ、短期については回避費用アプローチにより決定されるとしている。損害費用アプローチは、気候変動によって起きる災害等の損害額をモデルによって算出される。しかし、この方法による既存研究では、公平性、不可逆性、不確実性により、評価値に大きな差がある。

このため短期においては、CO2を削減する費用によって計測する回避費用アプローチを用いることが推奨されている。この方法は、温室効果ガスに関する政策目標を達成するための最小の費用を算出することによって算定するとされている。

現在、日本の有料高速道路において、料金に外部費用は含まれていない。外部費用を日本の有料道路料金に含めるとした場合の論点としては、外部費用は、有料道路事業者が必ずしも支出しているわけではないので、徴収した外部費用と支出される外部費用をどのようにして均衡させるかである。

フランスの混雑費用の場合には、混雑時間帯の割り増し料金収入は、前後の時間帯の料金を引き下げることにより、有料道路事業体の収入が一定となるように、料金が設定されている。2023年7月に混雑料金を試行導入した東京湾アクアラインでも同じように料金設定がされている。最近、フランスの有料高速道路において、大型車の料金をEUの課金指令に整合させて、欧州排出ガス等級により差別化し始めている。このように、外部費用を追加徴収するのでなく、インフラ費用を車種ごとの外部費用の発生量に基づいて、差別化することもあり得る。

6. 課金の場所及び支払い方法

課金場所を給油または給電場所とするのか、また、車両登録時にできるか、一括払いなのか分割払いなのかなどを決定する必要がある。

カリフォルニア州は、給油または給電時に、走行距離課金を行うことについて実証実験を行い 実装可能であるという結果を得ている。オーストラリアのビクトリア州では、ウエブによる支払 が行われていた(現在、裁判所の判断により中止)。

支払い回数については、ユタ州では、車両登録時の一括払いだけでなく、月払いも認める 方向で検討中である。ハワイ州では基本的には、年1回の車両登録料の支払い時に行われ、四半 期ごと、半年ごとの支払いも可能である。

7. 有料道路の料金徴収業務と走行距離課金業務の相乗効果

米国では、有料道路の料金徴収業者が、走行距離課金のアカウント・マネージャになることに

より、経験、スキル、リソースの有効活用は可能かどうかについて検討しており、東部交通協議 会の報告では、有料道路事業者の機密保持、顧客サービス等は経験、スキル、リソースの転用が 可能であるとしている。

また、東部交通協議会の報告では、GNSSでは、双方向の通行車両が近接する料金所や有料道路 と無料道路が近接して走行するHOT、急行車線等には、測定誤差により対応できないため、 DSRC等による路側での測定が必要とされている。

欧州では課金範囲の拡大に合わせて、DSRCからGNSSに移行した国がある(チェコ、ポーランド)ので、参考になる可能性がある。

日本にGNSS付き車載器による走行距離課金の導入を仮定した場合、現在の有料道路の料金収受システムにも適用できるかどうかの検討が必要となる。日本では、有料道路の決済インフラとしてETCが普及していることから、GNSSでは対応が難しいケースなどでのDSRCによる測定や、既存の決済・顧客サービスを行うシステムを活用していくことも、一つの選択肢と考えられる。

8. 社会的受容性の確保

走行距離課金は国民から直接の便益が見えにくく、GNSS有の車載器を設置する場合には、プライバシーが侵害されるとの懸念が強いため、反対を受けやすい。

東部交通協議会の報告によれば、以下の示唆がある。

- ・当初は、スキームをできるだけ単純なものにした方が社会的受容性は高い(混雑課金など副 次的な目的は後日導入でよいとの判断)。
- ・実証試験等により、プライバシー懸念や走行距離報告の手間などの欠点を克服できることと 長所があることを周知することが有効である。

各国の走行距離課金の導入における課題と解決策を整理すると表2-6のとおりである。

表 2-6 走行距離課金の導入における課題と解決策整理表

論点	課題	日本	実施機関名	課題への対応策と参考となる教訓
		へ の	(調査機関名)	
		適用		
		可能		
		性*		
走行距離の把	・GNSS有の車	\triangle	オレゴン州	・民間の第三者がアカウント・マ
握方法と個人	載器による走		東部交通協	ネージャとして車両所有者の位置
のプライバシ	行距離報告で		議会	情報を取り扱う
ーの確保	は、ドライバ		ワシントン	・取得する情報の種類を必要最小
	ーがいつ、ど		州	限に減らす
	こにいたかを		ユタ州	・個人情報の取り扱いについて透
	当局に知られ		コロラド州	明性のある協定を締結する
	てしまい、プ			・走行距離報告方法(GNSS有の車
	ライバシーが			載器、GNSS無の車載器、走行距離
	侵害される。			計等)を車両の所有者が選択可能
	・GNSS無の走			とする
	行距離報告で			・データ保存期間をできる限り短
	は、報告の手			期化する
	間が多く、州			・走行距離の手動による報告は、
	外の走行につ			履行率が低い
	いても課金さ			・実証実験における車載器の機
	れる等の問題			能、精度については満足度が高い
	がある。			・日本で、どの程度問題になるか
				は、判断しずらい
都市部と地方	・地方部の住	\bigcirc	東部交通協	・地方部では、燃費の悪い車両が
部、車種、所	民は走行距離		議会	多いため、むしろ地方部の住民は
得階層ごとの	が長いので不		英国下院議	走行距離課金により納税額が減少
負担の公平性	利にならない		会	することが実証実験で証明された
	か		トニー・ブ	・トラックの車種ごとの料率の設
	・低所得者層		レアー研究	定においては、燃費よりも、客観
	に不利になら		所 (TBI)	的に決定できる最大積載量の方が
	ないか			合理的である
	・車種ごとの			・現状では、高所得者が、価格の

	料率をどのよ うに設定すべ きか			高い電気自動車を購入可能であ り、電気自動車は燃料税を支払わ ないので、不公平が増大するとい う説明が有効
トラック業界への対応	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	東部交通協議会	・実証実験の段階からトラック業界の関係者に参加してもらうことが重要 ・トラック業界が負担している税金および規制を正しく理解し、これ以上の負担(金金額、手間)を増やさないような配慮が必要・既存の規制との統合や機器の活用によりトラック事業者の負担の軽減の可能性がある
課金費用	走行距離課金 は燃料税に比 較して、徴収 費用が高い	0	ドイツ オーストラ リア (ビク トリア州)	・徴収費用は、車載器によるものが安いが、燃料税に比較すれば高い・米国では、厳密な車検制度がなく、燃料税制度が州ごとに異なるため、GNSS有の車載器が必要だが、日本では車検時に走行距離計の読み取りで対応の可能性(ビクトリア州ではこの方法で実施)
課金単価	課金単価をど のように決定 するか	0	RUCWest 東部交通協 議会	・ほとんどの機関で、既存の負担額と同じ(燃料税の税収を走行距離で除して算定)=収入額中立の仮定・車種間比率を空間占有率の比率にするのか、道路の損耗費(例えば橋の損傷は軸重の4乗に比例)の比率にするのかは利害関係の対立に発展する可能性があり、慎重な議論が必要・米国はコスト・アロケーション・スタディ、EUはSchroten, Hoen(2016)、ドイツ、オーストリアの

				事例が参考になる ・米国の新しいインフラ整備法 (IIJA)で、負担の車種間比 率を検討するコスト・アロケーションスタディの実施を決定しており、参考になる可能性がある
課金の場所及 び支払い方法	課金場所を給 油または給電 場所、車きる か、一括払割 いなのか	0	カリフォル ニアユタ 豪ビクトリ ア州	カリフォルニア州は、給油または 給電時に、走行距離課金を行うこ とについて実証実験を実施 ユタ州では、車両登録時の一括払 いだけでなく、月払いも認める方 向で検討中 ビクトリア州では基本的には車両 登録料の支払い時に行われ、四半 期ごと、半年ごとの支払いも可能 (ただし州には果然権限がないとの 判決により、中断)
複数州の相互運用性	州ごとに課金 税率が異なる 場合に、どの ように対応す るか		RUCWest 東部交通協 議会 AET化にお けるEZPass	・GNSS有の車載器として、州ごとの走行距離を測定し、決済ハブを設置することにより、対応可能ただし、GNSS付きの車載器での測定が前提・日本では、県ごとに燃料税比率が異なるわけではないので、この問題は起きない。
他州や外国籍車への課金	他州や外国の 住民には法的 に徴収権限が ないため、不 払い者から徴 収できない	_	AETの事例 (マサチュ ーセッツ 州、ニュー ジャージー 州等) EU	・米国の州間で相互徴収協定を締結 ・EUではEETSで違反者情報の共有 ・日本は海に囲まれているため、 この問題は起きない。
有料道路の料 金徴収業務と 走行距離課金 業務の相乗効 果	・有料道路の料金徴収業者が、走行距離課金のアカウント・マネー	0	東部交通協 議会 チェコ ポーランド	・米国では、GNSSでは、双方向の 通行車両が近接する料金所や有料 道路と無料道路が近接して走行す るHOT,急行車線等には、測定 誤差により対応できないため、

	ジャになることにより、 とによれい。 リソース 可能か		DSRC等による路側での測定が必要との報告 ・欧州では課金範囲の拡大に合わせて、DSRCからGNSSに移行する国がある ・機密保持、顧客サービス等は経験、スキル、リソースの転用が可能 ・日本にGNSS付き車載器による走行距離課金の導入を仮定した場合、現在の有料道路の料金収受システムにも適用できるかどうかの検討が必要
社会的受容性の確保	・走行距離課金は国民から直接の便益が見えにくいため、反対を受けやすい	東部交通協議会	・当初は、スキームをできるだけ 単純なものにした方が社会的受容 性は高い(混雑課金など副次的な 目的の導入は後日導入でよい) ・実証試験等により、プライバシ ー懸念や走行距離報告の手間など の欠点を克服できることと長所が あることを周知することが可能
新技術への対応	・スマをでして、カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	バージニア 州 東部交通協 ポーラコ マ カンド チェコ	・スマホの不正利用防止のためセキュリティ技術の向上が必要 ・通信エリアの安定性に懸念があるが、Bluetooth の利用により改善の可能性あり。 ・スマートフォンのアプリ未起動、電池切れの懸念があるが、未起動、不携帯でも対応の事例あり・バージニア州のGoToll等は、日本でのモバイル・スイカのようにそれ自体が決済機能を持っているわけではないが、高価な車載器の設置が不要なので、車載器なしの登録制の方法として、参考になる。

	・ポーランドのe-Toll PLシステム
	は、スマホアプリによる大型車の
	走行距離課金と小型車の有料道路
	料金の支払いが可能である。

* 日本への適用可能性の欄で、○は適用可能、△は、適用可能か判断できない、一は適用できない ことを表す。

(2) AET (完全電子的料金徴収) への移行

欧米では、料金収受のETC化とさらに運用の効率化を計ったAET化が進んでいる。

AETとは、ETC車載器に加えて、ALPR(Automatic License Plate Recognition)技術によって車両のナンバープレートを読取り課金する方式(以下、ALPR課金)を導入することにより、現金収受を廃止した完全に電子化されたノンストップの料金収受方法である。料金収受業務の完全電子化をおこなう事により、運用経費の削減をおこなう事とともに、料金支払いのための車両停止を不要とし、料金所での渋滞緩和と利用者の利便性向上を目指すものである。

1) ETCに関する技術の定義と動向

現在のETCは、課金する際の技術の定義は以下のとおりである。

- ・DSRC(Dedicated Short Range Communication)方式:5.8GHz帯狭域通信技術による路車間通信を使用して、料金所または本線上の課金ポイントで課金する方法である。DSRC方式は欧州と日本を始めとしたアジア各国ほか、グローバルに使用されている。
- ・RFID(Radio Frequency Identification)方式: 一般的には無線による物の識別技術で物流等でも広く使用されているが、ETC用途には860~920MHz帯の電波を使用して、料金所または本線上の課金ポイントで課金する方法である。RFID方式は、従来米国を中心に使用されてきたが近年は台湾やインド等でも使用されている。
- ・ALPR(Automatic License Plate Recognition)方式:料金所や本線上の課金ポイントに、カメラを設置して、車両のライセンス・プレートを自動的に読み取って、課金する方法であり、認識精度の向上により今後グローバルに使用されていくと予想される。
- ・GNSS(Global Navigation Satellite System)とセルラー方式:地球を周回する複数のGNSS衛星からの信号を基に車載器にて位置の測位をおこなうもので、車載器は有料道路への進入場所と走行経路、さらに退出場所を把握して、これらの情報をセルラー通信網経由で課金事業者に送り課金する方法である。この方式には、専用の車載器で通信を行う方法とスマートフォンを車載器として通信を行う方法があり、専用車載器はドイツをはじめとした欧州各国で使用され、スマートフォンは米国で使用され始めている。

米国でのAET化は、殆どがRFIDを主たる通信技術とし、ALPRを補完技術とし導入されているが、一部スマートフォンが使用され始めている。

欧州でのAET化は、DSRCまたはGNSSとセルラーを主たる通信技術として、ALPRを補完技術として導入されている。EUでは、道路課金の電子課金技術として、EETS指令により GNSS方式と DSRC方式が認められていたが、近年ALPR方式も認められるようになった。

以上の課金方法の概要を整理すると表2-7のとおりである。

表2-7 課金方法比較表

	項目	DSRC	GNSSとセルラー	ALPR	RFID	スマートフォン (GNSSとセルラー)	マニュアル
特徴		ETCでは成熟した技術である。 路側に課金インフラが必要である。	課金用にインフラが必要ない。 車載器は高価で運用費も 高い。	車載機器を必要としない。 路側に課金インフラが必要である。 カメラの弱点、悪天候と 撮影対象の汚れに弱い。	車載器のコストは低い。 路側に課金インフラが必 要である。 セキュリティレベルが DSRCより劣る。	車載機器を必要とせず初 期費用が低い。 電池切れやスイッチの付け忘れのリスクがあ る。 スマートフォンは機種が 多くライフサイクルの問 題もある。	従来からの収受方法
主な国・地域		日本、欧州、チリ、オー ストラリア、南アフリ カ、等	ドイツ、ベルギー、スロ ベニア、オレゴン、ニュ ージーランド	ロンドン、ストックホル ム、ミラノ、等都市部	米国、メキシコ、台湾、 ドバイ、トルコ等	米国、欧州でアカウント 管理用に使用が始まり、 米国の一部で道路課金に も利用され始めた。	各国で導入されてきた。
課金スキーム	対距離・均一(ETC)	料金所に路側インフラを 建設	地図データの更新だけで 適用できる。	料金所に路側インフラを 建設	料金所に路側インフラを 建設	地図データの更新だけで 適用できる。	料金所を建設
	エリア課金	課金ポイントに路側イン フラを建設	地図データの更新だけで 適用できる。	課金ポイントに路側イン フラを建設	課金ポイントに路側イン フラを建設	地図データの更新だけで 適用できる。	課金ポイントに料金ブー スを建設
	走行距離課金(RUC)	全道路への適用は難しい。	地図データの更新だけで 適用できる。	全道路への適用は難しい。	全道路への適用は難しい。	地図データの更新だけで 適用できる。	全道路への適用は難しい。
	高速道路 5,000km以下	最も適している	使用できるが限定的	:使用できるが適切でな い	使用できるが限定的	使用できるが限定的	:使用できるが適切でな い
対象道路規模での 比較	高速道路 5,000km超之	:使用できるが適切でない い インフラ建設費が大きくなる	最も適している	適さない インフラ建設費と運用費 が大きくなる	:使用できるが適切でない インフラ建設費が大きく なる	使用できるが限定的	適さない 運用費が大
	域内道路 (100km以下)	適さない	適さない	最も適している	:使用できるが適切でな い	:使用できるが適切でな い	適さない
144 BB	車両側	運用費が大 DSRC車載器	運用費が大 GNSS/CN車載器	付属の車両番号	RFIDステッカー	個人持ちのスマートフォ	運用費が大 現金・クレジットカード
機器	課金用インフラ	DSRC通信機	公共のGNSSとCNを利 用	ALPRカメラ	RFID通信機	ン 公共のGNSSとCNを利 用	料金所収受機
	不正防止用インフラ	ALPRカメラと車種判別 装置	ALPRカメラと車種判別 装置	ALPRカメラは兼用、車 種判別装置	ALPRカメラと車種判別 装置	ALPRカメラと車種判別 装置	バリアーもしくはALPR カメラと車種判別装置
	不正車両の特定方法	車両番号	車両番号	車両番号	車両番号	車両番号	ドライバーもしくは車両 番号
コスト	利用者の車載器	2~10千円程	約15~35千円程	なし	1~300円程	なし	なし

システム運用費	中程度② 路側インフラの管理、車 載器の販売管理	中程度③ 車載器の販売管理、車載 器の安定運用	高い 車両番号の読み取りが全 車両が対象のため確認作 業が多い	中程度① 路側インフラの管理、ス テッカーの販売管理	低い 車載器の運用がないた め、システム運用費は低 い	高い 収受員費用、料金所収受 機の管理
課金収入の安定性	安定して高い	GNSS測位精度に影響さ れる。	ナンバープレートの汚れ 等の読み取り率に影響さ れる。	安定して高い	通信エリアの安定性、利用者のアプリ起動とバッテリー管理に影響される。 フェイクアプリの懸念もある。	安定して高い

出典 高速道路の料金および課金のあり方に関する調査研究委員会報告書、高速道路調査会2021年7月

Josef Czako, Where is tolling tech taking us?, ITS International, Spt. Oct. 2019,

https://www.its international.com/categories/charging-tolling/features/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/where-is-tolling-tech-taking-us/seatures/sea

European commision, Study on "State of the Art of Electronic Road Tolling" MOVE/D3/2014 259, Prepared by 4icom, Steer Davies Gleave, 2015 Oct.

2)米国におけるAET化の動向

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(2021)によれば、米国のムーディーズによって格付けされている有料道路の56事業体の内、ほぼ半分(26事業体)は、すでにAET化されており、残りの30の内、29の事業体は電子的課金と現金収受の併用であり、現金収受だけなのは1事業体(ナッソー郡(NY)橋公社)だけである。

コロナ・ウイルスのパンデミックにより、収受員との接触を伴う現金による収受を回避するため、一時的にキャッシュレスに移行した事業体が、約7割に上り、従来からAET化の計画を持っていた事業体の中には移行スケジュールを前倒しした事業体がある。これらには、ペンシルベニア・ターパイク、ニューヨーク州スルーウェイ、サンフランシスコのベイエリア有料道路局等がある。その他の事業体も、続々と恒久的なキャッシュレスの収受方式であるAETに移行している。

AETは、車載器を装備する自動車からはETCによって徴収し、車載器を装備しない自動車には、ナンバープレート情報を読取り、自動車の所有者に事後に請求する方法である。ナンバー情報による請求は、ナンバーが読取れないことや、住所が変更されていて請求書が届かないなどの問題もあり、料金が未回収になることが多い。

米国では、AET化においては車載器の利用時とナンバー情報を利用した請求時とで通行料金に 1.3~1.6倍程の差をつけている。ナンバー情報を利用した請求では、ナンバーが自動で読み取れなかった場合にセンター側で人が目視して補正することや、請求書の送付および未払い者への再請求などの後方業務も発生するため、その費用を料金に加えているためである。また、車載器の利用を促進するという狙いもある。いずれの事例においてもAET化後には車載器の利用者数が増加していると報告されている。

AETの料金所システムについては、道路管理者と住民との協議の結果、ペンシルバニア州では料金所を残してAET化した。ニューヨーク州では料金所を撤廃してその近くにフリーフローのガントリー方式の料金所を建設してAET化した。マサチューセッツ州では入口と出口の料金所を撤廃して、本線にフリーフローのガントリー方式の料金所を建設して、通過のたびに料金を加算して行く方式でのAET化を行った。フロリダ州は2024年のAETへの移行完了時にどのような方式になるかは、確定していないが多様なAETの形態となることが分かっている(表2-8参照)。

車載器を設置していない車両に対しては、ナンバープレート情報から所有者を特定して、後日請求しているが、主要なAET化された有料道路における実施状況は表2-9のとおりである。

表2-8 AET に移行した有料道路の比較表

名称	ペンシルベニア・ターン	ニューヨーク・ステー	マサチューセッツ州
2010	パイク	ト・スルーウェイ	Western Turnpike
			Metropolitan Highway
			Tobin Bridge
な 巨	883 km	912 km	240 km(Tobin bridge 含ま
延長	883 km	912 km	240 km (100m bridge Aま) ず)
管理主体	ペンシルベニア・ターン	ニューヨーク・ステー	マサチューセッツ州交通局
	パイク委員会	ト・スルーウェイ・オー	
		ソリティ	
設立 開通年	当初区間 1940 年開通	1954 年設立	当初区間 1950 年開通
交通量	19 百万台(年)	268 百万台(年)	214 百万台(年)
料金収入	1300百万ドル(1430億	775 百万ドル(852 億	375 百万ドル(413 億円)
	円)	円)	
AET への	2020年6月	2020年12月	2016年10月
移行時期	(2016年 試行運用	(2014年 試行運用	(2014 年 試行運用 Tobin
	Delaware River Bridge)	Tappan Zee Bridge)	bridge)
AET への	料金所における事故の削	料金所における事故の削	料金所における事故の削減
移行の目的	減	 減	料金収受時間の短縮
	料金所における収受時間	 料金収受時間の短縮	車両の排ガスの削減
	 の短縮	車両の排ガスの削減	 料金収受費用の削減
	 車両の排ガスの削減		
	 新型コロナ感染症対策と		
	して前倒し開始		
AET システ	既存の料金所を E-ZPass	E-ZPass 及びANPRに	E-ZPass 及びANPRにより
ムの概要	及び ANPR により AET	よりランプ上でマルチレ	マルチレーン・フリーフロー
	化	ーン・フリーフローの	の AET 化
	入口・出口を捕捉する対	AET 化、既存料金所の	 既存料金所の廃止
	距離料金	廃止	一定区間ごとの均一料金を加
		入口・出口を捕捉する対	算する対距離方式
		距離料金	
車種区分	9 車種 (車両の重量ベー	9 車種(軸数による)	16 車種(普通車、通勤車、
	ス	, , , , , ,	商用車、軸数による大型車)
	 →一部を軸数及び高さに		
	よる 11 車種		
		l	<u> </u>

AET 移行に	350 百万ドル(380 億円)	355 百万ドル(390 億	464 百万ドル(510 億円)
伴う費用		円)	
AET による	年間 5.2 百万ドル(5.7 億	不明	年間 20 百万ドル(22 億円)
運営費の節	円)		→5 百万ドル(5.5 億円)
減額			
収受員数	収受員 726 人	収受員 1100 人(うち常	収受員 478 名 (うち常勤 306
		勤 200 人)	人)
収受員への	スキル獲得のための教育	スキル獲得のための教育	不明
雇用対策	費補助、他の職種への転	費補助、他の職種への転	
	換援助	換援助	

表 2-9 ペイ・バイ・プレート (PBP) の実施状況比較表

		ペンシルベニア	マサチューセッ	ニューヨーク	フロリダ州
		州	ツ州	州	
事前登録制	の有無	有	有	?	有
支払方法	事前登録	クレジットカー	銀行口座引き落	_	クレジットカー
	前払い	ド、小切手、現	とし、クレジッ		ド、現金、小切手
		金 (サービスセ	トカード、デビ		
		ンター1か所の	ットカード		
		み) (要確認)			
	事前登録	同上	同上	_	同上
	後払い				
	事前登録	同上	ウェブ、小切	銀行口座から	ウェブ、郵便為
	なし		手、郵便為替	の引き落と	替、小切手
				し、小切手、	
				クレジットカ	
				ード	
料金収入(百万ドル)	1300	375	736.5	996
PBPによる	支払率	7 %	17.7%	23%	5%
料金の差(対	村車載器支	1.4倍	対州内車載器1.8	対州内車載器	1.3倍
払)		(49/35)	倍	1.3倍	(16.5/12.37)
乗用車、最	長区間で算		(11.7/6.15) 対	対州外車載器	対距離区間
定			州外車載器1.5倍	1.1倍	
			(11.7/7.8)		
未回収率	収入全体	6.5%	4.8%	_	_
	に対する				
	比率				
	PBPに対	45%	30%	_	_
	する比率				
課題		・州外の不払い	・Nプレートの	_	_
		者からの徴収	認識率向上		
		・収受員の雇用	・収受員の雇用		
		対策	対策		
回収促進	車両登録	有	有	有	有
策	の停止				
	他州との	無	有	有	無
	車両登録	(協議中)	ニューヨーク州	メーン州及び	
	停止協定		等の近隣の4州	ニューハンプ	

	締結			シャー州	
	その他	請求書受け取り	スマホアプリ導	スマホアプリ	全米犯罪者情報シ
		時に車載器口座	入	導入	ステムの利用
		登録で、車載器		一定期間違反	
		料金適用		金を免除する	
				恩赦プログラ	
				4	
罰金	根拠法	ペンシルベニア	マチューセッツ	ニューヨーク	フロリダ州法注
		州車両法	州法	州法	
	支払の遅	普通車100ドル	250ドル	50ドル	_
	延	大型500ドル			
		特大車1000ドル			
	意図的な	1回目3000ドル	500ドル	_	_
	支払回避	2回目以降6500			
	(プレー	ドル			
	ト隠し				
	等)				
回収における	る専門業者	有	有	有	有
の利用					

注 フロリダ州においては、請求書を2回送付しても支払われない場合、すぐに専門の回収業者に依頼していることによると思われる。

出典

早川祥史、第3章米国有料道路のAET化の動向、道路課金の新しい展開~EV 対距離料金、混雑課金、完全電子化料金収受~、日本交通政策研究会、2021年7月

https://www.paturnpike.com/

https://www.thruway.ny.gov/index.shtml

https://www.mass.gov/ezdrivema

https://turnpikeinfo.com/maps-and-exits.php?road_name=massachusetts-

turnpike&state=massachusetts

3) AET化における課題と解決策

各国のAET化における課題と解決策、参考となる教訓を整理すると表 2-10 のとおりである。

既存の有料道路のAET化に関する各国の経験から見た論点(課題)および課題への対応策と日本への参考となる示唆を整理する。

1. AET 化の費用対効果

米国においては、既存の現金徴収も可能な有料道路が、急速にAET化されているが、当初はAET化により料金収受費用が削減することを大きな理由とされた。しかし、近年はAET化により、徴収漏れが多くなり、必ずしも削減費用が増加費用を上回るとは限らない事例が出て来たことから、収受費用の削減はAET化の理由として挙げられることは少なくなり、交通流の円滑化によるサービス向上、料金所における事故防止、減速と加速がなくなることによるCo2発生量の減少等を挙げることが多くなっている。走行距離制の大きなネットワークであるペンシルベニア・ターンパイクにおいては、転換工事費は350百万ドルで、運営費の削減額は年間5.2百万ドルだった。マサチューセッツ州では、転換工事費は464百万ドルで、運営費の年間削減額は15百万ドルだった。ただし工事費、運営費共に変更が多く、徴収漏れも増加することから算定は難しい。

日本のプレートナンバーは漢字やひらがなを含んでおり、欧米に比べて自動認識の難易度は高いが、近年高細密カメラやAI技術の導入により認識精度は向上しており活用が期待される。

日本においては、これまでも、公平性を担保する観点で"徴収の確実性"が追求されてきており、ETC・現金とも徴収漏れ率は非常に低いとされている。AET化した際に徴収漏れが増加することとなると、公平性や確実性に関する議論になることが考えられる。このため、費用対効果だけで判断されるものではないと考えられるが、徴収漏れに対応する費用があまりにも高ければ、必ずしもAET化は効率的とは言えないため、徴収漏れ対応を含めた徴収費用についても検討する必要がある。

2. 車載器なしの利用車両の徴収費用の増加

車載器なしの利用者には、車両ナンバー等により、別途請求の必要があり、手間と費用がかかる。このため、すでにAETを導入した事業体は、車載器不要の事前登録制の導入を推進している。また、車載器がない場合には、徴収費用の増加分として、料金単価に5割程度を上乗せしている。日本のAET化においては、「車載器なし」の利用者に対する運用課題が多い。まずナンバープレート情報により後日請求するための徴収費用の負担のあり方、徴収漏れを極小化する方策、車載器なしの会員登録制度などである。また、「車載器なし」を減らし「車載器あり」に誘導することが本来の方向性であり、そうした観点で検討する必要がある。

3. 車載器の設置費用の負担者

日本では、車載器の設置費用は利用者負担が原則だが、日本以外では、車載器本体は貸与がほとんどであり、米国では車載器設置時に30ドル程度を徴収している。ドイツでは、重量貨物車の車載器本体は貸与だが、設置費用は利用者負担である。個人ではなく営業者が負担するので、車載器普及の障害とはなっていない。

4. 徴収漏れの増加と対策

すでにAET化を行った米国のペンシルベニア・ターンパイク、ニューヨーク・ステート・スルーウェイなどでは、AET化により、車載器なしの利用者に対する徴収漏れが増加して大きな社会問題となっている。ペンシルベニアでは、AET化後、車載器なしの車の約45%が徴収漏れとなっている。

徴収漏れの対策としては、以下のものがある。

- ・期限までに不払いの者に対する手数料または罰金の徴収
- ・不払いの回数や累積額が一定の額を超えた車両の登録停止(再登録には未払金の支払が必要)
- ・車載器不要の事前登録制の導入
- ・自動車管理部局への車籍照会のオンライン化
- ・車両の所有者に料金支払い責任
- ・期間限定で罰金を免除する恩赦プログラムを実施(ニューヨーク等)
- ・専門の未払金回収業者(法律事務所等)への出来高制での委託
- ・コンビニ等での支払いの可能化

欧州でも徴収漏れの増加を危惧して、フリーフローAETの導入は、スピードが遅い。利用者のフリーフローAETにおける支払方法の理解を浸透させるには時間がかかると思われる。

日本においては、従来は車両の使用者を利用者とみなして請求するための車籍照会手続きが煩雑だったが、2022年2月から、道路事業者による車籍照会のオンライン化が可能となった。2023年6月から施行された改正特措法では、確実な徴収を目的として、使用者にも請求できることが明確化されるとともに、軽自動車・二輪車の使用者情報を取得できるよう措置された。今後も日本においては確実な徴収が求められると考えられることから、請求後の

「不払い」者に対する徴収を担保するため、欧米で実施されている車両登録停止などの強制力を有する措置や、割増金・罰金の強化についても検討する必要がある。

いずれにしろ、AETの導入に当たっては、確実な徴収を求められることから、「車載器なし」を減らし「車載器あり」に誘導するような方策を講じることと、悪意のある利用者に対し確実な 追跡と徴収を担保できるような措置を講じることに留意する必要があると考えられる。

5. 収受員の雇用問題

収受員を職員として雇用してきた事業体においては、AET化により収受員が不要となり、雇用 問題が発生している。 対策としては、他の部署への配転とそのための再教育、転職のためのスキル獲得のための費用 補助などがある。

組合の強いフランス、イタリア等では、既存のETC料金所のAET化が遅れているのは、雇用問題である可能性がある。

日本においても、雇用環境の変化も踏まえつつ、社会的な影響に十分注意する必要がある。

6. AET化の方法と料金徴収体系および車種区分への影響

AET化により、料金徴収体系や車種区分等を変えている事例がある。

ペンシルベニアでは、一旦、重量ベースの区分から軸数等による区分に変更、料金所は残したシングルレーンによりAET化したが、その後マルチレーン・フリーフローへの移行工事を進めている。

マサチューセッツでは、入口と出口での捕捉方式から一定区間ごとに均一料金を加算する方式への変更し、既設料金所を撤去、マルチレーン・フリーフロー方式でのAET化を行った。

ニューヨークでは、ランプにガントリーを設置し、既設料金所を撤去、マルチレーン・フリーフロー方式でのAET化を行った。

欧州では、AET化された道路では、全て本線上にガントリーを設置して、マルチレーン・フリーフローに移行している。

イタリアでは、従来は、フロントタイアのある位置での車高と軸数による車種区分だったが、フリーフローのAET区間は車種判別しやすいように車高と軸数による車種区分を採用した。そのほかの事業体では、欧州でも、米国でも軸数に基づくものとなっている。

以上から、AET化を考える際には、最終的には、本線上にガントリーを設置して、区間ごと に均一料金を加算するマルチレーン・フリーフロー方式を目指して検討していく必要があると考 えられる。但し、この方式では、長距離逓減制の適用が難しくなることに注意する必要がある。

車種区分についても、ガントリーで判別のしやすい軸数に基づくものにすることが第一案と言えることから、見直しを検討していく必要があると考えられる。

7. スマートフォンの車載器としての利用

車載器が高価で、新規設置、更新に手間がかかるためスマートフォンを利用できないかという 課題があるが、以下の点が明らかになった。

- ・スマホの不正利用防止のためセキュリティ技術の向上が必要
- ・通信エリアの安定性に懸念がある。
- ・スマートフォンのアプリ未起動、電池切れの懸念があるが、中国では未起動、不携帯でも対 応の事例がある。
- ・バージニア州のGoToll等は、日本でのモバイル・スイカのようにそれ自体が決済機能を持っているわけではないが、高価な車載器の設置が不要なので、車載器なしの登録制の方法として、参考になる。

・ポーランドのe-Toll PLシステムは、スマホアプリによる大型車の走行距離課金と小型車の有料道路料金の支払いが可能である。

日本においても、スマートフォンの車載器としての利用に関しては、不正利用の懸念が想定されるため、対応について検討が必要と考えられる。

8. 複数州(国)間での相互運用性

米国と欧州の双方において、国や道路ごと車載器の仕様が異なり、相互に利用できないと 言う問題が発生している。

米国ではE-ZPass等の主要な車載器ブランドへの統合が進行し、問題は解決に向かっている。 欧州ではEETS(欧州電子的課金サービス)により、サービスプロバイダーと契約すれば、 複数国での支払が可能となっている。

日本では、国土交通省の指導により、ETCの規格が統一されているため、欧米のような問題は起きていない。

9. 他州や外国籍車への課金

米国では州ごとに、欧州では国ごとに料金徴収権が法定され、他州や外国の住民には法的に徴収権限がないため、不払い者から徴収できないという問題がある。米国では、州間で相互徴収協定を締結して、違反者の車両の登録を停止するなどの対策を実施している例がある。

欧州では、EUにおける違反者情報の共有化を行うことによって対応している。

日本は、島として海外から分離されており、陸続きで直接走行して来る車両がなく、国単位で 徴収権が法定されているため、欧米のような問題は発生していない。

各国のAET化における課題と解決策、参考となる教訓を整理すると表2-8のとおりである。

表2-10 AET化における課題と解決策整理表

論点	課題	日本へ の該当 可能性	対応機関名	課題への対応策と参考となる教訓
AET化の費用対 効果	AET化による削減 費用が増加費用を 十分に上回ること が必要 日本では公平性・ 確実性が求めらあ り、徴収報も対対に を含む徴収収費用に つい要がある	0	ペンシルベニ ア マサチューセ ッツ	・ペンシルベニアにおいては、転換工事費は350百万ドルで、運営費の削減額は年間5.2百万ドル・マサチューセッツでは、転換工事費は464百万ドルで、運営費の年間削減額は15百万ドル・ただし工事費、運営費共に変更が多く、徴収漏れも増加することから算定は難しい。
車載器なしの利 用車両の徴収費 用の増加	車載器なしの利用 者には、車両ナン バー等により、別 途請求の必要があ り、手間と費用が かかる	0	ペンシルベニ ア マサチューセ ッツ ニューヨーク フロリダ	・車載器不要の事前登録制の導入 ・車載器の有無により、料金単価に 1.5倍程度の差を設定
車載器の設置費用の負担者	日本では、車載器 の設置費用は利用 者負担が原則だ が、誰が負担すべ きか?	0	ペンシルベニ ア マサチューセ ッツ ニュリン フランス イタリイン スペイン	日本以外では、ほとんどが車載器設置費用は、事業者負担である。 車載器自体は、貸与がほとんどである。ドイツでは、重量貨物車の載器 自体は貸与だが、設置費用は利用者 負担である。これも、個人ではなく 営業者が負担するので、車載器普及 の障害とはなっていない。
徴収漏れの増加と対策	AET化により、車 載器なしの利用者 に対する徴収漏れ が増加	0	ペンシルベニ ア マサチューセ ッツロリダ ケンディー インデョーク	・不払い者への車両登録保留、罰則 金引き上げ ・車載器不要の事前登録制の導入 ・自動車管理部局への車籍照会のオンライン化 ・車両の所有者に料金支払い責任 ・ペンシルベニアでは、AET化後に 徴収漏れが増加した(車載器なしの 車の約45%が徴収漏れ)ことがマス コミ(AP等)に取り上げられ、州 議会でも議論になった。 ・ケンタッキーとインディアナ間の AETの橋でも徴収漏れが多い(車載 器なしの車の約30%が徴収漏れ)こ とがマスコミに取り上げられ、徴収

				光
				業者を変更 ・ニューヨークで、期間限定で罰金 を免除する恩赦プログラムを実施 ・専門の未払金回収業者(法律事務 所等)への出来高制での委託
収受員の雇用問題	AET化により必要な収受員が減少するため、雇用問題が発生	0	ペンシルベニ ア マサチューセ ッツ フランス	・他の部署への配転とそのための再教育 ・転職のためのスキル獲得のための費用補助 ・フランス、イタリア等で、既存のETC料金所のAET化が遅れているのは、雇用問題の可能性あり
AET化の方法と 料金体系への影響	AET化の方法(マルチかシングルか)により、料金体系(制度、車種区分等)を変える必要があるか		ペンシルベニ ア マサチューセ ッツ ニューヨーク イタリア	・ペンシルベニアでは、重量ベースの区分から軸数等による区分に変更、料金所は残したシングルレーンAET化・マサチューセッツでは、入口と出口での捕捉方式から一定区間ごとに均一料金を加算する方式への変更、既設料金所を撤去、マルチレーンAET化・ニューヨークでは、ランプにガントリーを設置し、既設料金所を撤去、マルチレーンのAET化・イタリアでは新設のフリーフローのAET区間は車種判別しやすいように従来区間とは異なる車種区分を採用
スマートフォンの車載器としての利用	車載器が高価で、 新規設かかるため スマートフォンか 利用できないかが 利用できないが 想定される		バージニア 州 東部 東部 東部 カン カン アン アン アン アン アン アン アン アン アン ア	・スマホの不正利用防止のためセキュリティ技術の向上が必要 ・通信エリアの安定性に懸念がある ・スマートフォンのアプリ未起動、電池切れの懸念があるが、未起動、不携帯でも対応の事例あり ・バージニア州のGoToll等は、日本でのモバイル・スイカのようにといるにはないが、車載器なして、お高価ないが、車載器なる。・ポーランドのe-Toll PLシステムは、スマホアプリによる大型車の表行と、スマホアプリによる大型車の表行と、スマホアが明直の支払いが可能

複数州(国)間での相互運用性	道路ごと車載器の 仕様が異なり、相 互に利用できない	×	米国欧州	・米国ではE-ZPass等の主要な車載器ブランドへの統合が進行・欧州ではEETS(欧州電子的課金サービス)により、サービスプロバイダーと契約すれば、複数国での支払可能
他州や外国籍車への課金	他州や外国の住民 には法的に徴収権 限がないため、不 払い者から徴収で きない	×	AETの事例 (マサチュー セッツ州、ニ ュージャージ ー州等) EU	・米国の州間で相互徴収協定を締結 ・EUにおける違反者情報の共有化

注○ は適用可能性が高い、一は適用可能性が低いことを意味する。

3. 交通需要管理としてのロードプライシング

ロードプライシングとは、料金を用いて、混雑緩和や環境改善などの政策を実現しようとする狙いを持った有料制である。ロードプライシングの導入は、既存の交通網をできるだけ有効に利用しようとするものである。限られた財源で、環境を守りながら、新規のインフラ整備を行うことは難しいため、既存の施設を有効に利用することが考えられたのである(図2-3参照)。

ロードプライシングの基本となる考え方は受益者負担の原則である。限られた資源を効率的に利用するためには、受益と負担の関係が明らかな、ロードプライシングが有効であると認識されている。各国はロードプライシングを導入することにより、混雑緩和や環境改善

(大気汚染、騒音)などの政策目的を実現しようとしている。EUにおいては、重量貨物車に対する課金(ユーロビニエット)が実施されているが、2011年には高速道路の整備費用だけではなく、外部費用(大気汚染、騒音)についても上乗せすることが決定された。また、2022年には、トラックやバスについては、CO2排出量、バンとミニバスについては環境性能に基づいて異なる料率を設定すること、および、ゼロまたは低公害車の課金額を大幅に削減することを義務化する指令が欧州議会で承認された。

ロンドン、ストックホルム、オスロ、ミラノ、シンガポール等では、混雑や大気汚染対策として、都市内に流入する車両に課金するエリア(コードン)課金を導入している (表2-11参照)。

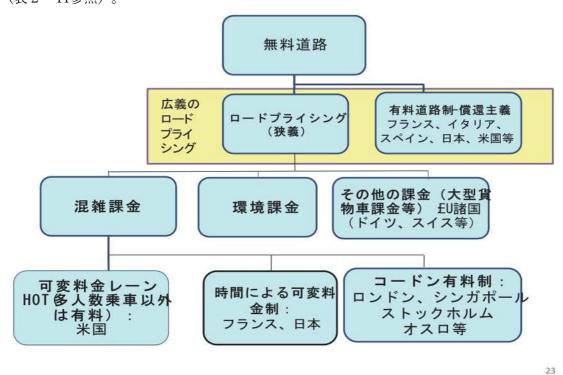


図2-3 ロードプライシングの変遷と分類

出典 高速道路の料金および課金のあり方に関する調査研究委員会報告書、高速道路調査会 2021年7月

表 2-11 海外におけるエリア(コードン)課金の実施状況

地区		ロンドン	ストックホルム	オスロ	ミラノ	シンガポール	
	中心部	大ロンドン圏	中心部				
名称	Congestion Charge Central London	Low Emission Zone Greater London	Ultra Low Emission Zone Central London	Trängselskatt i Stockholm	bompasseringer rushtidsavgift	Area C	Electronic Road Pricing (ERP)
	2003年2月17日	2008年2月4日	2019年4月9日				
主たる目的	ロンドン中心部の渋滞 緩和	大ロンドン圏の大気汚染対 策	ロンドン中心部の大気汚 染対策	混雑対策	混雑&大気汚染対策	混雑&大気汚染対策	混雑対策
	ナンバー読取り			ナンバー読取り	ナンバー読取り	ナンバー読取り	DSRC
対象車種	三輪以上のバイク		バイク:Euro3	全車	全車(バイク除く)	全車(バイク除く)	全車
	乗用車		乗用車、商用普通、小型 バン:ガソリン Euro4、 ディーゼル Euro6	_	_	_	_
	バン	大型バン、ミニバス:ディ ーゼル Euro3	大型バン、ミニバス:ガ ソリン Euro4、ディーゼ ル Euro6	_	_	-	_
	大型貨物	バス、大型貨物、大型特 殊:ディーゼル Euro4	バス(>5t)、大型貨物、大 型特殊(>3.5t):Euro6	_	_	_	-
	大型特殊						
対象時間	月~金 07:00 - 18:00	常時	常時	月~金 06:30 - 18:29	月~金 06:00 - 18:00	平日 07:30 - 19:30	平日の朝、夕のピーク時
	バンクホリデー、年末 年始は適用外			指定した休日の 前日等	"Rush Hour"月~金 06:30-09:00 と 15:00 -17:00	木 07:30 - 18:00	(対象箇所も含め) 3カ月毎に見直し
課金額	£15	大型バン、ミニバス: £100	バイク〜大型バン、ミニ バス:£12.5	季節・時間帯に より SEK11~ 45	<3.5t ガソリン車 kr17 ~28、ディーゼル車 kr19~31、電気自動車 kr4~10	ガソリン、ディーゼ ル、LPG、CNG:5€	1~ 3SPD(2020.10)
		バス、大型貨物、大型特殊:£200	バス、大型貨物、大型特殊:£100	10SEK≒1.10€	>3.5t Euro5 以下 kr86 ~101、Euro6 kr53~ 69 10kr≒1€	住民の車両:2€	3 カ月毎に見直
支払頻度	日	日	日	コードン通過毎	コードン通過毎(外周部とオスロ市境は進入時のみ)	コードン通過毎	コードン通過毎

罰金	£160※ 28日を越えると £240	3.5t≧:£500※ 3.5t 超の貨物車両:£1000 ※ 5t 超の旅客車両:£1000※	3.5t≥: £160※ 3.5t 超の貨物車両: £1000※ 5t 超の旅客車両: £1000 ※	SEK500	kr300	70~285€	車載器不搭載 70SPD/通過
その他	大口ンドン圏に登録された車両以外は事前登録が必要※14日以内に支払うと半額						

出典 一般財団法人道路新産業開発機構(2018)『新道路利活用研究会報告書(道路課金制度に関する調査研究部会)』

Transport for London, https://tfl.gov.uk/modes/driving/congestion-charge?cid=pp020

堀内弘志、『ノルウェーにおける道路課金の実態調査報告』

http://www.ito-solutions.jp/cms_file/cms.page,contents.div-857/842/file/

Kristian Wærsted, Road pricing and charging in Norway

http://www.trafikk.info/2017-06-08%20Oslo/07%20Road%20Pricing%20and%20Charging%20in%20Norway%20(Kristian%20Warsted).pdf

4. 地球環境問題への対応(マルチモーダルの交通整備、新型コロナ等の感染症対策)

(1) マルチモーダルの交通整備

既存インフラを有効に利用し、全体として環境にやさしい交通体系とするためには、検討の対象を道路に限るよりも、他の交通モードも含めたほうが有効である。このため、ロードプライシングで得られた財源を他の交通手段の整備に充当することによって、鉄道等の環境にやさしい交通機関へのモーダルシフトを促進する政策が導入されている(表2-12参照)。

EU自身には道路から直接得られる収入はないものの、補助金による政策遂行を行っている。 物流部門における鉄道や海運の割合を引き上げるため、港湾やターミナル等モード間の結節 点の効率化事業への補助を行うマルコポーロ(Malco Polo、2003~05年)、同 II(2007 ~13年)という支援計画が実施された。

フランスでは、既存の高速道路コンセッション会社が高い利益を上げていることが、会計検査院等によって指摘され、コンセッション期間の延長と引き換えに、収入が他の交通モードを含む交通整備財源に組み入れられ、鉄道等の整備に充当されている。

イタリアでは、2011年に鉄道と道路の整備を併せて管理する基金創設されが、2017年にはイタリア国鉄と無料国道を管理しているANASが合併された。

ポルトガルでは、2015年に高速道路を整備・管理するEstradas de Portugalと鉄道を整備・管理する鉄道インフラマネージャー(REFER)が合併された。

米国	道路信託基金収入を、公共交通等を含む総合陸上交通に充当
EU	重量貨物車課金からの収入を鉄道、水運等を含めた交通特定財源とする ことを推奨
英国、フラン	英国、フランス、ポルトガル、スウェーデン、アイルランドでは同一の
ス等	公的機関が鉄道と道路を監督
	フランスの交通整備の財源を管理する資金調達庁の財源のほとんどは、
	道路からのものだが、配分は約6割が道路以外
ドイツ	鉄道等の公共交通に対して、年に約1兆円の公共補助により、モーダル
	シフトを促進
イタリア	2011 年に鉄道及び道路インフラ基金設立
	2017 年にイタリア国鉄とANASが合併
ポルトガル	2015年に高速道路を整備・管理するEstradas de Portugalと鉄道を整備・
	管理する鉄道インフラマネージャー(REFER)が合併

表2-12 各国のマルチモーダル政策

(2) 代替燃料供給施設の整備

米国の2021年インフラ整備法(IIJA)では、電気自動車の充電施設に連邦から州に5年間で75億ドルの補助金(50億ドルが公式による配分、25億ドルが個別審査による配分)の支出が認められ、州は、州独自の予算と組み合わせて民間事業者とのパートナーシップにより公共の充電施設を整備することとなっている。公式配分予算50億ドルについて、各州で具体的な整備計画を策定し、2022年9月に連邦が全州の計画を承認した。

充電施設の整備に対する補助金は、連邦の道路信託基金から支出されるが、同基金は破綻状態なので、この補助金の財源は一般財源とされている。

(3) 新型コロナウイルスのパンデミックの影響

中国の武漢で2019年末頃に始まったとされる新型コロナウイルス(COVID-19)は瞬く間に世界中に拡大し、全世界で、航空会社、国鉄、地方の地下鉄やバスシステムは乗客の急激な減少を経験した。道路交通についても、各国で都市封鎖や移動の制限が行われたことから、一時的に交通量は大きく減少したが、他者との接触が少ないことから、他の交通モードと比較すれば、最も早く回復してきた。

COVID-19による最も顕著な変化は、交通に代わるコミュニケーション・ツールが急速に浸透したことである。すなわち、COVID-19の感染を避けるため、人と人との直接の接触を避けるため、電子的な通信手段を活用した、在宅勤務、インターネット会議、電子商取引、遠隔医療、遠隔学習、宅配等が急速に普及した。米国では以下の状況が発生している。

在宅勤務日数の比率は、COVID-19前には年間5%程度だったが、COVID-19の中の2021年5月には約60%に達していた。その後、徐々に低下し、2022年4月には40%程度となっており、今後さらに減少していくと予想されている(図 2-4 参照)。

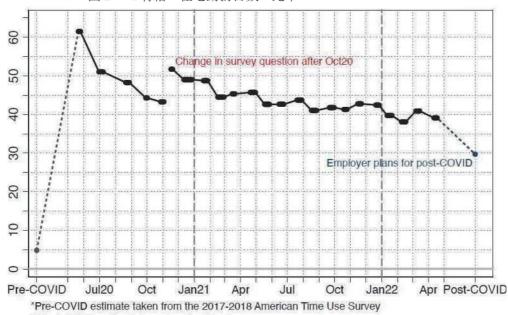


図2-4有給の在宅勤務日数の比率

**Post-COVID estimate based on the latest survey wave

また雇用主は少なくとも週2日間の在宅勤務を認めることを計画している。このように、在宅勤務と出社勤務とのハイブリッド型の勤務形態が主流となっている。

通信手段を業務や日常生活に利用することが可能な高所得者層(業種としては、専門的サービス業、IT産業、金融保険業)は、中低所得者層(業種としては製造業、小売業)に比べて、在宅勤務によって感染を回避しやすかったといえる(図2-5参照)。

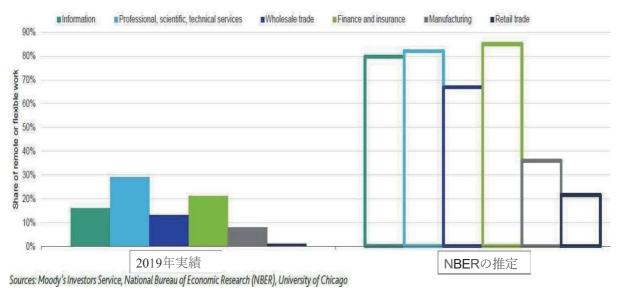


図2-5業種ごとの在宅勤務を実施中及び実施可能な業務の割合

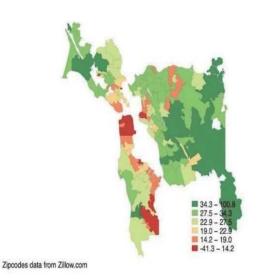
交通の地理的な変化について見ると、都市部よりも、地方部で交通量の回復が早いことから、 人々が密集を避けていることが読み取れる。

この傾向は土地利用にも影響を与え、人が密集し、オフィスに近い都心部から住居費が安く、広い場所が確保できる郊外部への移転がみられる。

これにより、都心部の地価が下落し、郊外部の地価が上昇するドーナツ効果が表れている(図2-7参照)。

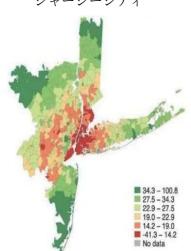
サンフランシスコ、オークランド、ヘイワード

ニューヨーク、ニューアーク ジャージーシティ



凡例 赤は地価の下落、緑は上昇を示す。

図2-7 地価のドーナツ効果



時間帯ごとの交通量の変化について見ると、朝のピークは、在宅勤務の増加によって、顕著に減少し、夕方のピークは、平坦化している。

社会構造の根本的な変化に伴い、従来の交通計画の手法は意味をなさないため、データの更新、モデルの再構築、パフォーマンス指標の更新の必要がある。将来のサービス・レベルは、費用効率、エネルギー効率、排出ガス効率を最適化するために、需要に合わせて拡張する必要がある。

有料道路について見ると、料金収受員とドライバーとの現金収受時の接触による感染を防ぐため、車載器および自動ナンバープレート認識機器の設置による料金収受のキャッシュレス化が進展している。

他方で、地球温暖化対策の一環として、各国は電気自動車等への移行を積極的に進めている。これにより、現在でも減少傾向にある燃料税収入はさらに減少するであろう。

こうしたキャッシュレス化された有料道路の増加や燃料税収入の減少により、従来から進んでいた走行距離課金への移行が加速する可能性がある。

新型コロナウイルスの道路財源調達手法への影響や新たな交通行動、土地利用への影響について、今後の動向を注視する必要がある。

5. 官民パートナーシップ (PPP)

(1) PPPの概要

高速道路整備を実施していく仕組みとして、1980年代以降官民パートナーシップ

(PPP) が各国で進んでいる。PPP (Public Private Partnerships)は、以前はPFI (Private Finance Initiative)と呼ばれていたが、より広い概念として、PPPと呼ばれている。PPPは、公共インフラの整備において、公共の利益を保護しつつ、民間のノウハウや資本を生かしていく手法であり、EUによれば、以下の性質を持つ(表 2-13参照)。

表 2-13 PPP の定義

- ①民間部門と公共部門の長期間にわたる契約関係
- ②プロジェクトは少なくとも一部は民間資金
- ③民間部門は設計、建設、改良、維持、運営
- ④民間部門と公共部門との間でリスク分担を規定

これは公共財源の不足を補うための施策である。高速道路のコンセッションも PPP の一種であり、フランス、イタリア、スペインでは、すでに 50 年以上の歴史を持ち、管理・監督手法を高度化させている。コンセッションのメリットとデメリットを整理すると表 2 - 14のとおりである。

表 2 -14 高速道路コンセッションのメリットとデメリット

メリット	デメリット		
民間資金の導入により、公共財源の予算制 約を回避でき、早期整備が可能である。	料金設定に関して相当程度の自由度を与える必要があるので、公共政策としての臨機の料金の変更、景気対策等が制約される。		

リスクの一部を民間に移転できる。	インセンティブの付与やアドバイザーな
	どの追加コストを要する。
サービスの質を向上できる。	民間の分担するリスクに見合った利益が必
	要なため、料金が高くなる。
民間のノウハウの導入および計画、建設・	効率性を追求しすぎると、安全性や適切な
管理の段階を統合することにより、効率性	資産管理が犠牲になる。
を向上できる。	

対象国における高速道路コンセッションの主な種類は表 2 - 15 のとおりであるが、新たな動向としては、アベイラビリティ・ペイメントと既存道路の改築のコンセッションが挙げられる。アベイラビリティ・ペイメントは、道路コンセッションにおいてコンセッション会社への支払を料金収入ではなく、道路の利用可能性(アベイラビリティ)に連動させて行うものであり、最大の問題とされる交通量リスクを民間ではなく官側が負担するものである。これは、いくつかの経済危機を経験して、高速道路のコンセッションにおいて交通量変動リスクを民間側が負担するのは難しいとの考え方が、一般的となったことによる。

表 2-15 高速道路コンセッションの主な種類

①新規有料道路	新設道路の設計、建設、運営、維持、資金調達等の費用を利用 者からの料金徴収により賄うもの
②既設有料道路の改築 またはリース	既設道路の改築を利用者からの料金収入により実施。既存の公社等の公的機関による有料道路を長期間にわたり民間企業にリースし、対価として一時金を得るもの(シカゴスカイウェイ 99 年、18 億ドル、インディアナ有料道路 75 年、38.5 億ドル)
③シャドウトール道路	道路の設計、建設、運営、維持、資金調達等を利用者料金で はなく、交通量に応じた、政府からの支払いにより行うもの (英国、スペインの高速道路)
④アベイラビリティ・ ペイメントの道路	コンセッション会社の収入が、利用者料金ではなく、政府からの支払であり、その支払額が、交通量ではなく、道路のアベイラビリティ(利用可能性)すなわち、どこで、どれだけの期間、車線を閉鎖したか、あるいは舗装の質、事故率などのサービスの質によって決定される方式(英国、東欧から南米、米国にも普及)

(2) 世界の経験から見た PPP の本質と教訓

世界の経験から見た PPP の本質と教訓は以下のとおりである。

- ① P P P による道路整備の最大のメリット:総合的・一体的な管理者の存在
- ・従来型の建設・運営・維持の分割発注方式では、効率的、安全な道路管理は不可である。
- ②余裕のある民間財源を生かして、割高ではあるが、インフラの早期整備の需要に応える
- ・PPPでは、プロジェクトに各種のリスクがあるため、民間はそのリスクに見合ったリターン

(コスト)を予め盛り込むことが必要である。

- ・従来方式では、公共側が、リスクが発現してからでも対応可能である。
- ・弁護士、会計士、銀行の手数料は高額である。
- ③民間ノウハウの活用には経営の効率化を促進する枠組みが必要
 - ・民間は適正利潤を認めないと経営の効率化のインセンティブは働かない。 (例:フランス・イタリアでは投下資本利益率が約7~8%)
 - ・パフォーマンスの監視体制が確立されないと、耐震性、安全性等の確保が犠牲になる。

(3) ASFiNAGの成功事例からの示唆

オーストリアのASFiNAGは、同国の高速道路を有料道路制により、独占的に整備・運営している。同社は、安全性と効率性の高い高速道路網を運営するとともに、毎年1000億円を超える利益を上げることにより、国に株主配当金及び法人税として、約800億円を納入しつつ、国際会議等においても先駆的な貢献を果たしていることから、代表的な成功例と言える。同社の成功要因と日本への示唆をまとめると以下のとおりである。

① 成功要因

- ・路線ごとの建設・維持会社等のASFiNAGへの統合、建設から維持、運営に至る総合的・一体 的管理による業務効率化
- ・資金調達業務をASFiNAGに集中することによる調達コストの削減
- ・ASFiNAGの発行する債券を、すべて信用格付けの高いオーストリア政府の債務保証を確保することによる調達コストの削減
- ・利益の制限を設けないこと(補助金もないこと)による社員のモティベーションの向上
- ・期限を定めず、政府側から解除のできない用益権契約による経営の安定化

ASFiNAG は、同社が維持不可能と判断する水準の料金を政府が設定した場合に契約を解除する権利を有している。ASFiNAG により用益権が解除された場合、政府は ASFiNAG の義務を引き受けなければならないとされている。

・リスクを伴う海外PPP事業を認めていないことによる、リスク低減

② 日本への示唆

- ・日本では、高速道路の収入は、人口減少や高齢化等の社会構造の変化により、長期的には減少すると予想され、料金徴収期限が来れば料金収入がなくなることから、現在の高速道路の償還制度は、持続可能性に課題がある。これを改善するために、永続的な料金徴収を認める制度への移行を検討する際には、オーストリアの用益権の法制度は、参考になると考えられる。
- ・国のASFiNAGへの監督は、建設に関する6か年計画の審査であり、管理段階においては介入がない。
- ・ASFiNAGでは、一般的な全体補修計画において、小規模な修繕については20年ごと、大規模な改築については40年ごとに実施しなければならないと規定され、基本的な枠組みが明確である。日本にはこのような枠組みの基準がないことから、少し悪くなるたびに何度も小さな工事

を行う必要があり、根本的な改築が実施できていなかった。日本においても修繕の間隔年数の 基準を設けることにより、より合理的かつ効率的な修繕が実施可能と思われる。

(4) PPPの評価と今後の動向

公共財源の不足により、今後もPPPにより民間資金を活用せざるを得ないが、近年PPPに関して否定的な評価が多くなってきている。まず、世界的なPFIの本家ともいえる英国において、2018年に今後はPFIを実施しないことを公表している。またドイツでも従来型の道路PPPは交通量や建設費の予測が難しいことから会計検査院が否定的な見解を表明している。

オーストリアのASFiNAGは、試験的に導入した自らが発注者となる一部区間のPPPは、今後採用しないことを決定している。さらに、道路のPPPであるコンセッションの長い歴史を持つイタリアでも2018年に発生したモランディ橋の事故により、PPPでは安全性が企業利益を上げるために犠牲にされたという批判がなされ、管理者のアウトストラーデは実質国有化されることとなった。

このような状況から、近年は、PPPでも公共側の役割を大きくしたものが主流になっており、今後もこの傾向は続くと考えられる。アベイラビリティ・ペイメントの道路が多くなっているのが典型的な事例である。ドイツでは、2018年に設立された連邦高速道路会社には、民間資本が導入されず、すべて政府出資とされた。また、連邦道路に対する重量貨物車走行距離課金の徴収会社であるTollCollectが国有化された。さらに、ポルトガル、ポーランド、ハンガリー等でも政府出資の有料道路公社に管理をゆだねることが多くなっている。

6. 企業のグローバル展開

世界経済のグローバル化の動向と軌を一つにして、スペイン、フランスなどの競争力のある 有料道路事業者が、新たな事業機会を求めて、国を越えて世界に進出し、事業分野も道路から空港、駐車場、電力、通信施設などに拡大し、インフラ総合事業者に成長するかに見えた。 しかしながら、2008年の経済危機を契機として、経営状況が悪化し、事業領域を縮小している事例が発生している。代表例としてアベルティスは、2007年には5部門、18か国に事業を展開していたが、2016年には2部門14か国に事業領域を縮小した。



図2-8 アベルティスの事業部門及び進出国数の変化

これと同時に、有料道路が種々の事情によって、売却される例が多くなっている。上述のアベルティスはイタリアのアウトストラーデの持株会社のアトランティアとスペインの大手建

設会社の ACS (直接には傘下のドイツのHochtief) によって買収された。一方で、世界最大のコンセッション会社となったアウトストラーデは 2018 年 8 月に発生したジェノバのモランディ橋の崩落事故により、管理責任を問われ、最終にベネトンの支配から、実質的に国の支配下に入った。ここから、民営化による安易なコスト削減は経営権自体を失いかねないという問題が明らかになった。道路事業者として、安全性の確保には最大限の注意を払う必要がある。

経済危機後の交通量の減少により、破綻したコンセッション会社が国際的なファンドに売却される事例が多くなっている。これは欧米だけでなく、インドやオーストラリアでも頻発している。これらの道路は割安で年金ファンドやブラックロックやマコーリーなどのファンド等に売却されたり、国有化されたりしている。買収側の事情は、有料道路への投資によって、長期にわたり、安定的かつ有利に投下資金を回収できることが挙げられる。

以上の状況を総括すれば、有料道路事業者のグローバルな総合インフラ事業者としての展 開は後退したと言える。

第3部、5つの潮流からみた我が国への示唆のまとめ

本調査研究から得られた5つの潮流からみた我が国への示唆としては以下のとおりである。

1. 走行距離課金(AET化を含む)

- ・世界各国では、電気自動車等の増加により、燃料税が減少して行くため、その代替方法として 走行距離課金を導入することは不可避と考えている。
- ・有料道路では、料金額は車種と走行距離に基づいているため、実質的に走行距離課金が実現している。
- ・GNSS方式は、路側インフラ設備が簡素化できることから、一般道への導入にはDSRC方式より有利であり、チェコ共和国や東欧にて転換の事例がある。
- ・GNSS方式ではプライバシーの侵害の懸念があるが、米国においては実証実験により懸念は大きく減少している。
- ・日本の有料道路では、課金額が高く徴収漏れ(未回収)に対する要求レベルが非常に高いこと もあり、燃料税代替としての走行距離課金に対しても同様な要求が求められると予想される。
- ・日本では、厳格な車検制度が機能しており、当面はこれを走行距離の捕捉に活用することやスマートフォンの活用、将来的にはETC2.0車載器を高度化したGNSS方式車載器を使用することなどの検討が必要である。

AET化に関しては以下のとおり。

- ・日本のプレートナンバーは漢字やひらがなを含んでおり、欧米に比べて自動認識の難易度は高いが、近年高細密カメラやAI技術の導入により認識精度は向上しており活用が期待される。
- ・日本のAET化におおける「車載器なし」の利用者に対する運用課題としては、ナンバープレート情報により後日請求するための徴収費用の負担のあり方、徴収漏れを極小化する方策、車載器なしの会員登録制度、モバイルフォンの車載器としての活用などがある。
- ・「不払い」に関して車両所有者に請求できるようにする必要があり、車籍照会をオンライン化するなど法制度上の整備も必要である(注:2022年4月より道路事業者による車籍照会のオンライン化が可能となった)。
- ・今後、請求後の「不払い」者に対し、欧米で実施されている罰金や車両登録停止などの罰則に ついても検討する必要がある。
- ・収受員の雇用問題についても適切に対応する必要がある。

2. ロードプライシング

欧州の大規模な有料道路ネットワークにおける混雑対策としての可変料金制は、少ないが、フランスのA1のパリ北部において1992年から実施されている。これは、休日の夕方に、パリに帰って来る車両による混雑を緩和しようとするものであり、日曜日の午後と夕方のピーク時間(午後4:308:30)に割増料率(25~56%)を適用し、前後の時間の料率を同率で低くしている。これにより、かなりの交通量の平準化効果(ピーク時間から前後の時間への移行)があった。実施事例が少ないのは、料率の変更に伴う、料金収入の増加(あるいは減少)が、コンセッション契約で定められた予定収入に影響するためであると考えられる。

3. 地球環境問題への対応

- ・カーボンニュートラルの推進について国際的な合意が得られたことから、道路政策における迅 速な対応が急務となっている。
- ・地球環境保護の観点からすべての交通モードを含むインフラ整備計画の策定は不可欠と認識されている。また、従来入られていなかった物流や情報通信インフラについても考慮されるようになった。
- ・特に欧州では、全体として環境にやさしい交通体系とするために、道路への課金から得られた 収入を鉄道等の環境にやさしい交通モードに移転する事例が多い。欧州の鉄道においては、線路 の保有と車両の運行が分離されているため、鉄道と道路の財源や保有(保守を含む)を一元化す る方向性が指向されている。
- ・COVID-19関連では、欧米では当初の都市封鎖時には道路交通量は激減したが、他の交通モードより早く、2021年までにはほぼ平常に回復した。これに伴い都市部の混雑も元に戻った。
- ・貨物車の交通量は、電子取引の増加などにより、伸びが大きい。
- ・EUでは、交通機関の特性に応じた代替燃料化の推進を図っており、電気、天然ガス(LNG、CNG)、まだ時間は要するが水素を中心に代替に取り組んでいる。自動車については、電気の位置付けが高まる一方、普通車についてはCNG、大型車についてはLNG化も並行させている。また、代替燃料供給施設についても、都市部だけでなくTEN-Tのような交通ネットワークにおいても政策的に整備を進めようとしている。
- ・米国では、料金所での支払いに伴う速度低下と再発進による排気ガス及びCO2 の発生、並びに現金収受によるCOVID-19等の感染拡大を防止するため有料道路のAET化が急速に進展している。
- ・COVID-19後についてはまだ状況が安定していないことから、引き続き調査が必要である。

4. 官民パートナーシップ

- ・PFIの元祖である英国におけるPFIの放棄は衝撃的であるが、公共財源の不足により、民間資本の活用は不可欠であり、有効な規制の枠組みが必要である。
- ・官民の役割分担において、民の側の安全性軽視や過剰利益、経営破綻により、官側の役割が増 大する傾向にある。
- ・オーストリアのASFiNAGは政府の全額出資の会社だが、債務の政府保証、永続的料金徴収を 保証する用益権契約を締結し、優良な経営実績を上げている。

5.企業のグローバル展開

- ・海外の道路会社のグローバル化及び将来的な高速道路事業の先細りを見据えて、戦略的な海外 進出及び効率的な道路会社の運営が必要である。
- ・2010年ころの経済危機以降、交通量の減少により、有料道路事業者のグローバルな総合インフラ事業者としての展開は後退したと言える。
- ・ASFiNAGのように、リスクがあるため、資金調達コストの上昇懸念のある海外のコンセッション事業に進出しないという選択肢もある。

6. その他(社会的受容性の確保)

最後に、共通の課題として、交通政策導入時における社会的合意形成の重要性が明らかになった。ドイツと英国は、重量貨物車課金の導入に当たって、外国車が道路の維持管理費用を負担していないことを主たる理由にして、自国籍車には、自動車税を還付することにより、国民の納得を得た。一方、フランスの重量貨物車課金(エコタクス)は、走行距離課金、PPPを導入し、

公平な国際競争により、マルチモーダルな財源としたという面で先進的なものだったが、導入に失敗した。これは、他の国とは異なり自国籍車に対する自動車税の還付を行わなかったことが大きな理由だったと考えられる。このことからわかることは、一般の国民は社会的な最適よりも、自らの負担と受益がどうなるかに関心があり、新たな課金政策により、自らが負担した財源が他の用途に転用されるのが明らかである場合には、政策の実現が難しいことである。

走行距離課金の導入においては、特に米国では「個人のプライバシーの保護」が最大の懸念と考えられている。すなわち、GNSSを利用した課金方法では、利用者がいつ、どこにいたかが、課金当局に把握され、個人のプライバシーが侵害されるという懸念である。この課題に対応するため、燃料税や代えて走行距離により支払いが可能となっているオレゴン州では、GNSSによらない課金方法を利用者が選択できるようになっている。また、課金業務を民間の第三者に委ねている。

ドイツでは車載器にマッピング機能、すなわち有料区間をいつ、何キロ走行したかを記録する機能を持たせ、課金当局には、有料区間を走行した距離のみを発信することにより、利用者のプライバシーを保護している。

欧米の高速道路政策 2025年版

発行 公益財団法人 高速道路調査会

所在地 〒105−0001

東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー10階

Tel.03-6550-9115

ホームページアドレス http://www.express-highway.or.j